

中野区新型インフルエンザ等対策行動計画

平成 26 年 6 月

中 野 区

目 次

はじめに	1
第1章 基本的な方針	3
1 計画の基本的考え方	3
2 対策の目的	4
3 被害想定	5
4 発生段階の考え方	7
5 対策実施上の留意点	8
第2章 役割分担及び実施体制	9
1 基本的な責務	9
2 新型インフルエンザ等に対応する区の実施体制	11
第3章 対策の基本項目	16
1 サーベイランス・情報収集	16
2 情報提供・相談	16
3 感染拡大防止	20
4 予防接種	22
5 医療	23
6 区民生活及び経済活動の安定の確保	24
＜緊急事態宣言時の措置＞	27
第4章 各段階における対策	29
1 未発生期	29
2 海外発生期	34
3 国内発生早期	38
4 都内発生早期	41
5 都内感染期	45
6 小康期	51

はじめに

1 新型インフルエンザ等対策特別措置法の制定

新型インフルエンザは、毎年流行を繰り返しているインフルエンザウイルスとウイルスの抗原性が大きく異なる新型のウイルスが出現することにより、およそ 10 年から 40 年の周期で発生している。ほとんどの人が新型のウイルスに対する免疫を獲得していないため、世界的な大流行（パンデミック）となり、大きな健康被害とこれに伴う社会的影響をもたらすことが懸念されている。

また、未知の感染症である新感染症の中でその感染力の強さから新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きいものも発生する可能性があり、これらが発生した場合には、国家の危機管理として対応する必要がある。

新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号。以下「特措法」という。）は、病原性が高い新型インフルエンザや同様に危険性のある新感染症が発生した場合に、国民の生命及び健康を保護し、国民生活及び経済に及ぼす影響が最小となるようにすることを目的に、国、地方公共団体、指定公共機関、事業者等の責務、新型インフルエンザ等の発生時における措置及び新型インフルエンザ等緊急事態措置等の特別の措置を定めたものであり、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号。以下「感染症法」という。）等とあいまって、国全体として万全の態勢を整備し、新型インフルエンザ等への対策の強化を図るものである。

2 取組の経緯

国では、特措法の制定以前から、新型インフルエンザについて、平成 17 年、「世界保健機関（WHO）世界インフルエンザ事前対策計画」に準じて、「新型インフルエンザ対策行動計画」を策定して以来、数次の部分的な改定を行い、対策を講じてきた。さらに、平成 20 年の「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律及び検疫法の一部を改正する法律（平成 20 年法律第 30 号）」で、新型インフルエンザ対策の強化を図り、平成 21 年 2 月、新型インフルエンザ対策行動計画を改定した。

同年 4 月、新型インフルエンザ（A／H1N1）が発生して世界的大流行となり、我が国でも発生後 1 年余りで約 2 千万人がり患したと推計されたが、入院患者数は 1.8 万人、平成 22 年 9 月末現在で死亡者数は 203 人であり、死亡率は 0.16（人口 10 万対）と、諸外国と比較して低い水準にとどまった。この際の対策実施を通じて、実際の現場での運用や病原性が低い場合の対応等について多くの知見や教訓が得られた。

病原性が季節性並であったこの新型インフルエンザ（A／H1N1）においても、一時的・地域的に医療資源・物資のひっ迫などもみられ、病原性が高い新型インフルエンザが発生し、まん延する場合に備えるため、過去の教訓を踏まえつつ、対策の実効性をより高めるための検討を重ね、平成 24 年 5 月、病原性が高い新型インフルエンザと同様の危険性がある新感染症も対象とする危機管理の法律として、特措

法が成立されるに至った。

3 国及び東京都の行動計画の策定

平成25年6月、政府は、特措法第6条に基づき、新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針や国が実施する措置等を示すとともに、都道府県が都道府県行動計画を策定する際の基準となるべき事項を定めた「新型インフルエンザ等対策政府行動計画（以下、「政府行動計画」という。）」を策定した。

東京都（以下、「都」という。）においても、平成25年11月、特措法第7条に基づき、「東京都新型インフルエンザ等対策行動計画（以下、「都行動計画」という。）」を策定し、政府行動計画と同様、基本的な方針や実施する対策を示すとともに、区市町村がその行動計画を策定する際の基準となるべき事項を定めている。

なお、政府行動計画及び都行動計画は、病原性の高い新型インフルエンザ等への対応を念頭に置きつつ、発生した感染症の特性を踏まえ、病原性が低い場合等様々な状況で対応できるよう、対策の選択肢を示すという性格を有している。

4 中野区の行動計画の策定

中野区（以下「区」という。）では、国の行動計画やガイドラインを踏まえ、平成20年3月に「中野区新型インフルエンザ対応マニュアル」を策定し、新型インフルエンザ対策を推進してきた。平成25年4月に特措法が施行されたことに伴い、政府行動計画や都行動計画が新たに策定されたことを踏まえ、特措法第8条に基づき、新たに「中野区新型インフルエンザ等対策行動計画（以下、「区行動計画」という。）」を策定する。

なお、区行動計画の策定により、従来の対応マニュアルは区行動計画に基づいて、具体的な内容へと修正し、名称を「中野区新型インフルエンザ等対応マニュアル」として整備する。

第 1 章 基本的な方針

1 計画の基本的考え方

(1) 根拠

本行動計画は、特措法第 8 条の規定に基づき策定する計画である。

(2) 対象とする感染症（以下「新型インフルエンザ等」という。）

ア 感染症法第 6 条第 7 項に規定する新型インフルエンザ等感染症（以下「新型インフルエンザ」という。）

イ 感染症法第 6 条第 9 項に規定する新感染症で、その感染力の強さから新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きなもの

(3) 計画の基本的考え方

特措法では、区市町村は都道府県行動計画に基づいて新型インフルエンザ等対策の実施に関する計画を策定することが求められている。また、新型インフルエンザ等が発生した場合には、特措法、感染症法、その他の法令等に基づき新型インフルエンザ等への対策を実施することになる。対策の実施に際しては、国が政府対策本部の下で新型インフルエンザ等への基本的な対処方針を決定し、都及び区は、その方針に基づき、それぞれの定めた行動計画により、新型インフルエンザ等対策を総合的に推進することが求められることとなる。

そこで本行動計画は、区における新型インフルエンザ等への対策の実施に関する基本的な方針や未発生の時期から発生段階に応じて、区が実施する対策を示し、病原性の高い新型インフルエンザ等への対応を念頭に置きつつ、発生した新型インフルエンザ等の特性を踏まえ、病原性が低い場合にも弾力的な運用ができるよう、各対策は選択肢として設定している。

また、国、都、指定（地方）公共機関、医療機関、事業者及び区民の役割を記載し、区における新型インフルエンザ等の対策が緊密に連携して推進されるよう図るものである。

加えて、区の地理的な条件、大都市への人口集中、交通機関の発達度等の社会状況、医療体制、受診行動の特徴等も考慮しつつ、各種対策を総合的、効果的に組み合わせることでバランスの取れた対策を目指す。

(4) 計画の推進

本行動計画には、国及び都の動向を踏まえ、新型インフルエンザ等に関する最新の科学的な知見を取り入れていく。

また、新型インフルエンザ等の発生に備え、平常時から研修や訓練を通じ、発生時の対応能力を高めていく。

2 対策の目的

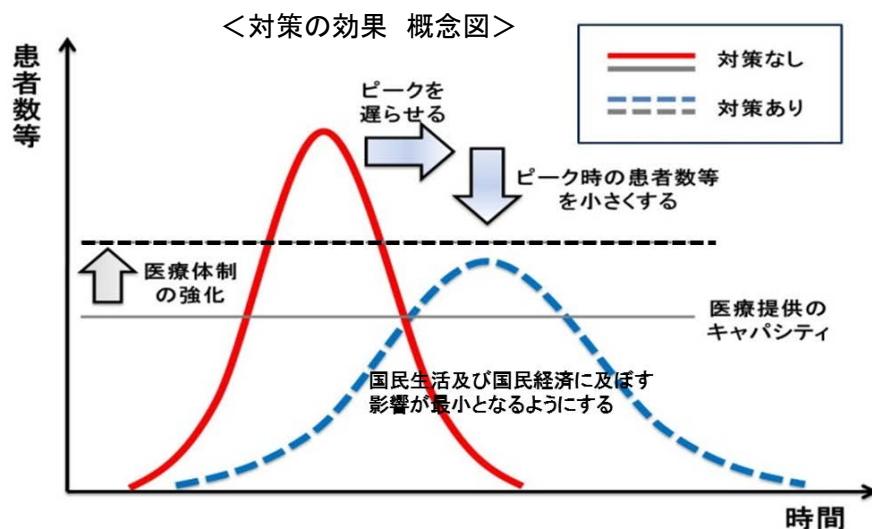
1 感染拡大を可能な限り抑制し、区民の生命及び健康を保護する。

2 区民生活及び経済活動に及ぼす影響が最小となるようにする。

新型インフルエンザ等は、ほとんどの人が新型のウイルスに対する免疫を獲得していないため、世界的な大流行（パンデミック）となり、大きな健康被害とこれに伴う社会的影響をもたらすことが懸念されている。長期的には、国民の多くが罹患するものであるが、患者の発生が一定の期間に偏ってしまった場合に、医療提供のキャパシティを超える事態が想定される。そのような状況を回避するため、感染拡大を可能な限り抑制することが必要である。

また、罹患することにより事業者の欠勤者が多数に上り、この人的被害が長期化することで社会経済に影響を与えることとなる。このため、限られた人員により必要な業務を継続することが求められる。

- 感染拡大を可能な限り抑制し、区民の生命及び健康を保護する。
 - ・ 感染拡大を抑えて、流行のピークを遅らせ、医療体制の整備や国におけるワクチン製造のための時間を確保する。
 - ・ 流行のピーク時の患者数等をなるべく少なくして医療体制への負荷を軽減するとともに、医療体制の強化を図ることで患者数等が医療提供のキャパシティを超えないようにすることにより、必要な患者が適切な医療を受けられるようにする。
 - ・ 適切な医療の提供により、重症者数や死亡者数を減らす。
- 区民生活及び経済活動に及ぼす影響が最小となるようにする。
 - ・ 地域での感染拡大防止策等により、欠勤者の数を減らす。
 - ・ 事業継続計画の作成・実施等により、医療の提供の業務又は区民生活及び経済活動の安定に寄与する業務の維持に努める。



3 被害想定

新型インフルエンザは、基本的にはインフルエンザ共通の特徴を有していると考えられるが、鳥インフルエンザ（H5N1）等に由来する病原性の高い新型インフルエンザの場合には、高い致命率となり、甚大な健康被害が引き起こされることが懸念される。

本行動計画の策定に当たっては、有効な対策を考える上で、被害想定として、患者数等の流行規模に関する数値を置くが、実際に新型インフルエンザが発生した場合、これらの想定を超える事態もあり得るということを念頭に置いて対策を検討することが重要である。

新型インフルエンザの流行規模は、病原体側の要因（出現した新型インフルエンザウイルスの病原性や感染力等）や宿主側の要因（人の免疫の状態等）、社会環境など多くの要素に左右される。

また、病原性についても高いものから低いものまで様々な場合があり得るため、その発生の時期も含め、事前にこれらを正確に予測することは不可能である。

本行動計画の策定に際しては、都行動計画を参考に、人口の集中する東京の特性を考慮し、区民の約30%が患するものとして流行予測を行った。現時点における科学的知見や過去に世界で大流行したインフルエンザのデータを参考に、一つの例として次のように想定した。

<中野区における流行規模・被害想定>

1	り患割合	区民の約30%が患
2	患者数	95,000人
3	健康被害	(1) 流行予測による被害 ①外来受診者数：95,000人 ②入院患者数：7,300人 ③死亡者数：350人（インフルエンザ関連死亡者数）※ (2) 流行予測のピーク時の被害 ①1日新規外来患者数：1,240人 ②1日最大患者数：9,370人 ③1日新規入院患者数：95人 ④1日最大必要病床数：670床

※インフルエンザ関連死亡者数

インフルエンザの流行によって、インフルエンザによる直接死亡だけでなく、インフルエンザ感染を契機とした急性気管支炎や肺炎などの呼吸器疾患のほか、循環器疾患、脳血管疾患、腎疾患などを死因とする死亡も増加することが知られており、インフルエンザの流行評価の指標の一つとされている。

健康被害については、り患した患者が全て医療機関を受診するものとして、被害予測を行った。入院患者数は、国が患者調査から試算した「入院患者：外来患者」の比率を参考に、死亡割合はアメリカでのアジアかぜの死亡率を参考に算出している。

新型インフルエンザウイルスの病原性や感染力等により、その流行規模や被害想定は異なるため完全に予測することは困難であるが、本行動計画では、病原性・感染力等が高い新型インフルエンザが発生した場合に対応できる取組を基本にしつつ、今後新たに発生する様々な病原性、感染力の新型インフルエンザに弾力的に対応できる取組を明示している。

その他、社会・経済的な影響としては、従業員本人のり患や家族のり患等により、従業員の最大 40%程度が欠勤することが想定されている。

また、1 日最大患者数は、有病期間を軽症者は 7 日間、重症者では 14 日間、死亡の場合は 21 日間と仮定して算定した。

区の人口は、東京都衛生統計資料の平成 25 年 10 月 1 日推計人口を基にした。

4 発生段階の考え方

新型インフルエンザ等への対策は、感染の段階に応じて講ずるべき対応が異なることから、事前の準備を進め、状況の変化に即応した意思決定を迅速に行うことができるよう、あらかじめ発生段階を設け、各段階において想定される状況に応じた対応方針を定めておく必要がある。

発生段階は、政府行動計画で定める地方の発生段階（未発生期、海外発生期、地域未発生期、地域発生早期、地域感染期及び小康期）の区分にあわせた6区分とする。名称は、未発生期、海外発生期、国内発生早期（都内では未発生）、都内発生早期、都内感染期及び小康期とし、都行動計画と同様とする。

また、医療現場においては、患者数により対応が大きく異なる。このため、患者の接触歴が追えなくなった時点で「都内感染期」に移行するが、これを3つのステージにさらに区分し、きめ細かい医療提供体制を整備する。

発生段階の移行については、東京都新型インフルエンザ等対策本部（以下「都対策本部」という。）の決定を受けて、中野区新型インフルエンザ等対策本部（以下「区対策本部」という。）の態勢を移行する。

＜新型インフルエンザ等の発生段階＞

政府行動計画		都		状態	
国	地方				
未発生期		未発生期		新型インフルエンザ等が発生していない状態	
海外発生期		海外発生期		海外で新型インフルエンザ等が発生した状態	
国内発生早期	地域未発生期	国内発生早期		国内で患者が発生しているが全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態で、都内では患者が発生していない状態	
	地域発生早期	都内発生早期		都内で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態	
国内感染期	地域感染期	都内感染期	<医療体制> 第一ステージ (通常の院内体制)	都内で新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態	<医療体制> 患者の接触歴が疫学調査で追えなくなり、入院勧告体制が解除された状態
			第二ステージ (院内体制の強化)		流行注意報発令レベル（10人／定点）を目安とし入院サーベイランス等の結果から入院患者が急増している状態
			第三ステージ (緊急体制)		流行警報発令レベル（30人／定点）を目安とし、更に定点上昇中、かつ入院サーベイランス等の結果から病床がひっ迫している状態
小康期		小康期		新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態	

出典：「東京都新型インフルエンザ等対策行動計画」（東京都）

5 対策実施上の留意点

新型インフルエンザ等の発生に備え、又はその発生した時に、特措法その他の法令、国が定める基本的対処方針に基づき、新型インフルエンザ等への対策を的確かつ迅速に実施するとともに、区内で関係機関が実施する新型インフルエンザ等への対策を総合的に推進する。

この場合において、次の点に留意する。

(1) 基本的人権の尊重

新型インフルエンザ等への対策の実施に当たっては、基本的人権を尊重することとし、区民の権利と自由に制限を加える場合は、当該新型インフルエンザ等への対策を実施するため必要最小限のものとする。

具体的には、法令の根拠があることを前提として、区民に対して十分説明し、理解を得ることを基本とする。

(2) 危機管理としての特措法の性格への留意

特措法は、新型インフルエンザ等が発生し、その病原性が高く感染力が強い場合、多数の国民の生命・健康に甚大な被害を及ぼすほか、全国的な社会・経済活動の縮小・停滞を招くおそれがあり、国家の危機管理の問題として取り組む必要があるため、危機管理を主眼において、緊急事態に備えて様々な措置を講じることができるよう制度設計されている。

しかし、新型インフルエンザ等が発生したとしても、病原性の程度や抗インフルエンザウイルス薬等の対策の有効性などにより、新型インフルエンザ等緊急事態の措置を講ずる必要がないこともあり得る。このため、新型インフルエンザ等の発生状況に応じた柔軟な対応を行う必要がある。

(3) 関係機関相互の連携・協力の確保

区対策本部と都対策本部とは、相互に緊密な連携を図りつつ、総合的に対策を推進する。新型インフルエンザ等緊急事態措置に関する総合調整が必要な事態が生じた場合には、中野区新型インフルエンザ等対策本部長（以下「区対策本部長」という。）から東京都新型インフルエンザ等対策本部長（以下「都対策本部長」という。）に対して、調整を行うよう要請する。

第2章 役割分担及び実施体制

新型インフルエンザ等から一人でも多くの生命を守り、社会経済への影響を最小限にするためには、国、都、区、医療機関、事業者、区民等、各主体が一体となって感染拡大防止に努めるとともに、区民の生活及び経済活動を維持しなければならない。新型インフルエンザ等が発生すれば、誰もが罹患する可能性があり、互いに協力してそれぞれの役割を果たすことが求められる。

1 基本的な責務

(1) 国

新型インフルエンザ等が発生したときは、自ら新型インフルエンザ等への対策を的確かつ迅速に実施し、地方自治体及び指定（地方）公共機関が実施する新型インフルエンザ等への対策を的確かつ迅速に支援することにより、国全体として万全の態勢を整備する責務を有する。

また、新型インフルエンザ等及びこれに係るワクチンその他の医薬品の調査・研究の推進に努めるとともに、世界保健機関（WHO）その他の国際機関及びアジア諸国その他の諸外国との国際的な連携を確保し、新型インフルエンザ等に関する調査及び研究に係る国際協力の推進に努める。

新型インフルエンザ等の発生前は、「新型インフルエンザ等対策閣僚会議」及び閣僚会議を補佐する「新型インフルエンザ等及び鳥インフルエンザ等に関する関係省庁対策会議」（以下「関係省庁対策会議」という。）の枠組みを通じ、政府一体となった取組を総合的に推進する。

指定行政機関は、政府行動計画等を踏まえ、相互に連携を図りつつ、新型インフルエンザ等が発生した場合の所管行政分野における発生段階に応じた具体的な対応をあらかじめ決定しておく。

新型インフルエンザ等の発生時には、「政府対策本部」の下で基本的対処方針を決定し、対策を強力に推進する。

その際、医学・公衆衛生等の専門家を中心とした学識経験者の意見を聴きつつ、対策を進める。

(2) 東京都

平常時には、都行動計画に基づき、実施体制の整備、関係機関との調整、資器材の整備など、対策を推進する。

また、感染症法に基づき、発生動向の監視を行う。

発生時には、国の基本的対処方針に基づき、医療提供体制の確保や感染拡大の抑制など都行動計画で定めた対策を的確かつ迅速に実施し、区市町村及び関係機関等が実施する新型インフルエンザ等への対策を総合的に推進する。

(3) 中野区

平常時には、本行動計画に基づき、体制の整備、関係機関との調整など、対策を推進する。

また、感染症法に基づき、発生動向の監視を行う。

発生時には、感染拡大の抑制、区民への予防接種や要援護者等への生活支援など、本行動計画で定めた対策を的確かつ迅速に実施し、区内の関係機関等が実施する新型インフルエンザ等への対策を総合的に推進する。

(4) 医療機関

平常時には、新型インフルエンザ等の患者を診療するための院内感染防止対策や必要となる医療資器材の確保等の準備、診療体制を含めた診療継続計画の策定及び地域における医療連携体制の整備を推進する。

発生時には、地域の医療機関が連携して、診療体制の強化を含め、発生状況に応じた医療を提供するよう努める。

(5) 指定公共機関及び指定地方公共機関

平常時には、新型インフルエンザ等対策業務計画を策定し、体制の整備など対策を推進する。

発生時には、国、都及び区と相互に連携協力し、区民生活が維持できるよう医療機能及び社会経済活動維持のための業務を継続する。

(6) 登録事業者

特措法第 28 条に規定する特定接種の対象となる医療の提供の業務又は区民生活及び社会機能維持に寄与する業務を行う事業者については、それぞれの社会的責任を果たすことができるよう、平常時から、職場における感染予防策の実施や重要業務の事業継続などの準備を積極的に行う。

発生時には、事業活動を継続するよう努め、国、都、区等の新型インフルエンザ等への対策の実施に協力する。

(7) 一般の事業者

平常時には、新型インフルエンザ等の発生に備え、職場における感染予防策や体制の整備に努める。

発生時には、職場における感染予防策を実施し、都や区等が行う新型インフルエンザ等への対策に協力する。特に、感染拡大防止の観点から、多数の者が集まる施設を管理する事業者や催物を主催する事業者については、特措法に基づく施設の使用制限の要請等に協力するなど感染防止のための措置の徹底に努める。

(8) 区民

平常時には、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動など知識の習得に努めるとともに、季節性インフルエンザに対しても行っている手洗い、

マスク着用、咳エチケット等の個人でも可能な感染予防策を実践するよう努める。

また、発生時に備えて、食料品・生活必需品等の備蓄に努める。

発生時には、国や都、区等からの情報に注意し、個人でも可能な感染予防策の実践や、り患が疑われる場合における医療機関の受診ルールを守り、感染拡大防止に努める。

2 新型インフルエンザ等に対応する区の実施体制

特措法により政府において緊急事態宣言が行われたときは、区においても、直ちに区対策本部を設置する。

また、新型インフルエンザ等の国内発生が確認された場合には、政府において緊急事態宣言が行われていない場合であっても区対策本部を設置することができる。

区対策本部については特措法で定められたもののほか、必要な事項を中野区新型インフルエンザ等対策本部条例（平成25年中野区条例第36号、以下「条例」という。）及び中野区新型インフルエンザ等対策本部条例施行規則（平成25年中野区規則第54号、以下「規則」という。）を制定し、全庁をあげた実施体制を整備した。

特措法及び条例に基づき、区対策本部は、都対策本部及び関係機関等と相互に緊密な連携を図りつつ、新型インフルエンザ等への対策を総合的に推進する。

また、新型インフルエンザ等緊急事態措置に関する総合調整が必要な事態が生じた場合には、区対策本部長から都対策本部長に対して、調整を行うよう要請する。

なお、区対策本部を設置していない場合でも、海外で新型インフルエンザ等の患者の発生が確認されるなど、必要に応じて、区長を本部長とする健康危機管理対策本部（注）を設置し、情報の共有化を図るとともに、必要な対策を推進する。

(1) 区対策本部

ア 組織及び職員

- ・ 本部長は区長をもって充て、本部の事務を総括し、本部の職員を指揮監督する。
- ・ 副本部長は副区長及び教育長をもって充て、本部長を補佐し、本部長に事故があるときはその職務を代理する。
- ・ 本部員は、本部を構成する部の部長（中野区組織規則第8条に規定する特命担当部長を含む）、区の区域を管轄する消防署長（又はその指名する消防吏員）をもって充てる。
- ・ 本部に本部長、副本部長及び本部員のほか、必要な職員を置くことができ、区長（本部長）が任命する。

イ 区対策本部会議

- ・ 本部長は必要に応じ本部の会議を招集する。

ウ 区対策本部会議の役割

- ① 新型インフルエンザ等への対策を総合的に推進するための情報交換及び連絡調整を円滑に行うほか、適宜区議会への情報提供を行う。
- ② 区対策本部は、区が実施する対策全般にわたり審議を行う。
なお、規則に定める区対策本部の審議事項は以下のとおりである。

中野区新型インフルエンザ等対策本部条例施行規則（抜粋）

（会議の審議事項）

第6条 会議は、次に掲げる事項について本部の基本方針を審議する。

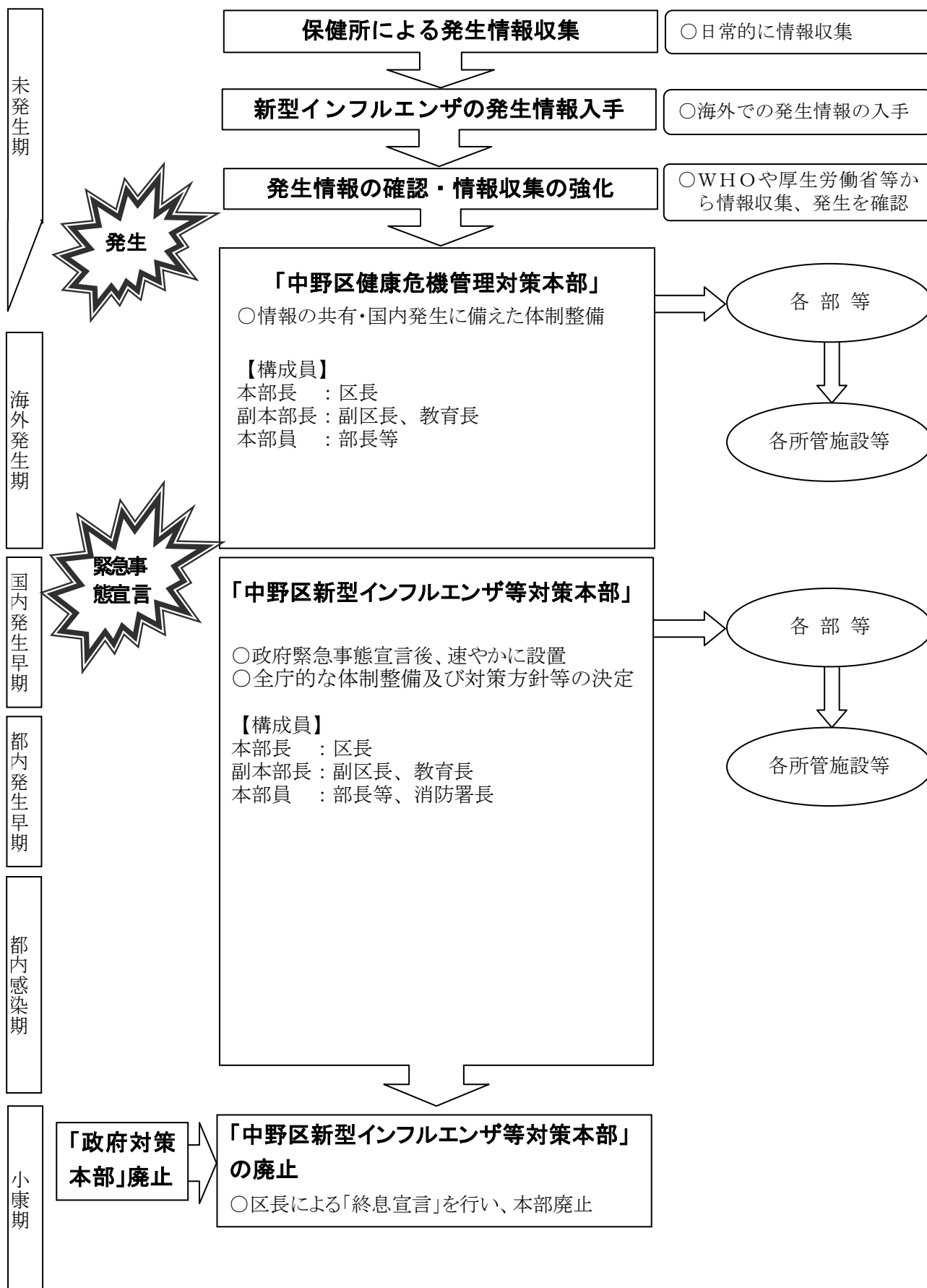
- (1) 区に対応方針に関すること。
- (2) 社会機能の維持に係る措置に関すること。
- (3) 広報及び相談体制に関すること。
- (4) 感染予防及びまん延防止に係る措置に関すること。
- (5) 医療の提供体制の確保に関すること。
- (6) 予防接種の実施に関すること。
- (7) 生活環境の保全その他住民の生活及び地域経済の安定に関すること。
- (8) 東京都、区市町村、関係機関等に対する応援の要請及び派遣等に関すること。
- (9) 新型インフルエンザ等対策に係る措置に要する経費の処理方法に関すること。
- (10) 前各号に掲げるもののほか、重要な新型インフルエンザ等の対策に関すること

（注）健康危機管理対策本部

中野区健康危機管理対策本部設置要綱に基づき、健康危機（食中毒、感染症、飲料水、毒物・劇物、医薬品その他の原因により区民の生命及び健康を脅かす大規模又は重大な事態）が発生し、又は発生するおそれがある場合において、被害の発生の予防及び拡大の防止等を図り、もって区民の生命及び健康の安全確保に万全を期するため設置するものである。

区対策本部が設置された場合は、健康危機に関することであっても条例の規定が優先し、新型インフルエンザ等への対応は区対策本部が所管することとなる。

<新型インフルエンザ等対策における危機管理体制>



(2) 区対策本部各部の分掌事務

部 名	分 掌
政策室	(1) 情報提供及び報道機関の対応に関する事。
経営室 (会計室、選挙管理 委員会事務局及び監 査事務局を含む。)	(1) 職員の感染予防及び業務継続体制の確保に関する事。 (2) 職員の予防接種(特定接種)の実施に関する事。 (3) 庁舎内の感染防止対策に関する事。 (4) 庁舎の相談窓口設備等の設置に関する事。
都市政策推進室	(1) 食糧及び生活必需品の安定供給等に関する事。 (2) 所管施設の業務休止及び閉所に関する事。
地域支えあい推進室	(1) 在宅の高齢者、障害者等の支援に関する事。 (2) 所管施設の感染防止対策に関する事。 (3) 所管施設の業務休止及び閉所に関する事。
区民サービス管理部	(1) 戸籍等届出窓口の確保に関する事。 (2) 食糧及び生活必需品の安定供給等消費生活相談に関する事。
子ども教育部 (教育委員会事務局 を含む。)	(1) 所管施設の感染防止対策に関する事。 (2) 所管施設の業務休止及び閉所に関する事。 (3) 私立保育園、幼稚園、専修学校等における感染予防等(注意喚起・対応要請等)に関する事。
健康福祉部 (保健予防担当を 除く。)	(1) 対策本部に関する事。 (2) 国、東京都、他自治体等との連携に関する事(他の部に属するものを除く。) (3) 情報の収集及び提供に関する事(他の部に属するものを除く。) (4) 社会福祉施設等の感染防止対策に関する事。 (5) 所管施設の感染防止対策に関する事。 (6) 所管施設の業務休止及び閉所に関する事。 (7) 遺体の処理に関する事。 (8) 在宅の高齢者、障害者等の支援に関する事。
保健所 (保健予防担当 生活環境担当)	(1) 新型インフルエンザ等の発生状況の把握に関する事。 (2) 感染予防等の広報に関する事。 (3) 区民、医療機関等からの相談に関する事(他の部に属するものを除く。) (4) 医療機関等との連携に関する事。 (5) 相談センターの開設に関する事。 (6) 新型インフルエンザ等ウイルスの検査に関する事。 (7) 感染症法(積極的疫学調査等)に関する事。

部 名	分 掌
	(8) 外来医療、入院医療等の医療体制に関すること。 (9) 抗インフルエンザウイルス薬等医薬品に関すること。 (10) 区民の予防接種に関すること。 (11) 国、東京都、他自治体等との連携に関すること(他の部に属するものを除く。) (12) 患者搬送に関すること。 (13) 埋葬法関連等に関すること。 (14) 飼養動物又は野生動物の感染・死亡及び検疫等死体処理に関すること。
環境部(生活環境担当を除く。)	(1) ごみ及び資源の排出抑制に関すること。
都市基盤部	(1) 区営住宅等の維持管理に関すること。 (2) 区民の安全・安心に関すること。 (3) 遺体の埋葬地の確保に関すること。
各部共通事項	(1) 情報提供(町会・自治会、所管する団体、事業所等への広報等)に関すること。 (2) 相談体制の整備に関すること。 (3) 社会活動、事業活動等の自粛要請等に関すること。 (4) 新型インフルエンザ等の発生時における他の部の応援に関すること。

(3) 中野区新型インフルエンザ等医療対策連絡会の開催

保健所は平常時から中野区新型インフルエンザ等医療対策連絡会を開催し、区内医療機関等関係機関との情報共有並びに医療連携体制についての連絡調整を行う。

また、海外で新型インフルエンザ等が発生した場合等、保健所長が国内での発生に備え、対策の必要があると判断した場合には本連絡会を開催し、関係機関との情報の共有化を図る。

ア 組織

保健所長を座長とし、東京都感染症指定医療機関（東京都保健医療公社豊島病院）感染症内科、区内感染症診療協力病院、区内感染症入院医療機関、それ以外の区内基幹病院、中野区医師会、中野区歯科医師会、中野区薬剤師会、中野消防署、野方消防署、健康福祉部福祉推進分野統括管理者、保健予防分野統括管理者を構成員とする。

本連絡会の事務局は健康福祉部保健予防分野とする。

イ 開催

平常時においても、保健所長の招集により年1回程度開催する。

第3章 対策の基本項目

本行動計画は、新型インフルエンザ等への対策の2つの目的である「感染拡大を可能な限り抑制し、区民の生命及び健康を保護する」及び「区民生活及び経済活動に及ぼす影響が最小となるようにする」を達成するため、(1)サーベイランス・情報収集、(2)情報提供・相談、(3)感染拡大防止、(4)予防接種、(5)医療、(6)区民生活及び経済活動の安定の確保の6つの基本項目に分けて、具体的な対策を定める。

1 サーベイランス・情報収集

新型インフルエンザ等への対策を適時適切に実施するためには、国が海外での新型インフルエンザ等の発生の迅速な察知、発生状況やウイルスの特徴等についての速やかな情報収集・情報分析を行う一方で、地域における発生状況の迅速な把握や必要な対策を実施した上で、その結果を評価することが大切である。そのためには、サーベイランス体制を確立し、情報を速やかに収集・分析することが重要である。

海外で発生した段階から国内の患者数が少ない段階までは情報が限られている。そこで、患者の全数把握等のサーベイランス体制の強化を図り、患者の臨床像等の特徴を把握するため、積極的な情報収集・情報分析を行う。

国内の患者数が増加し、新型インフルエンザ等の特徴や患者の臨床像等の情報が蓄積された時点では、患者の全数把握はその意義が低下し、また、医療現場等の負担も過大となることから、重症患者を中心とした情報収集に切り替える。

2 情報提供・相談

国家の危機管理に関わる重要な課題という共通の理解の下に、国、都、区、医療機関、事業者及び区民の各々が役割を認識し、十分な情報を基に判断し適切な行動をとるため、各発生段階において、正確で迅速な情報提供及びコミュニケーションが重要である。

(1) 情報提供手段の確保

区民については、情報を受取る媒体や情報の受取り方が千差万別であることが考えられるため、外国人、障害者など情報が届きにくい人にも配慮し、受取手に応じた情報提供のためインターネットを含めた多様な媒体を用いて、理解しやすい内容で、できる限り迅速に情報提供を行う。

(2) 区民等への情報提供

ア 平常時の情報提供

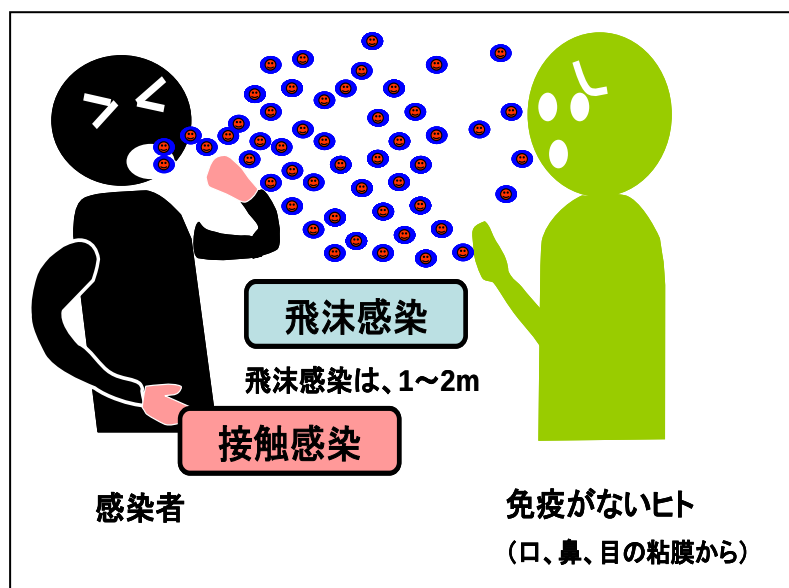
未発生期から、新型インフルエンザについての正しい知識と適切な予防策について周知を図ることが重要であり、区民一人ひとりが感染予防策を理解することで、はじめて感染拡大防止が可能となる。

また、新型インフルエンザ等が発生した際、特に発生初期における感染者への誹謗・中傷、感染が確認された地域への風評被害が起きないように、新型インフルエンザ等には誰もがかり患する可能性があり、患者やその関係者には責任がないことなど、正しい知識を普及啓発していくことが重要である。

このため、区報、ホームページ、ケーブルテレビ等により、新型インフルエンザの感染予防策を周知し、発生した場合は、都や区からの情報に従って医療機関の受診をするなど、感染拡大防止策の普及啓発を図る。

<感染予防策>

新型インフルエンザの感染経路は、「飛沫感染（＊１）」と「接触感染（＊２）」であり、その予防には手洗いや咳エチケットなどが有効な対策である。



（＊１）飛沫感染：

感染した人が咳やくしゃみをすることで、排泄するウイルスを含む飛沫（５ミクロン以上の水滴）が飛散し、これを鼻や口から吸い込み、ウイルスを含んだ飛沫が粘膜に接触することで感染する経路を指す。

（＊２）接触感染：

皮膚と粘膜・傷口の直接的な接触あるいは中間物を介する間接的な接触による感染する経路を指す。

出典：「東京都新型インフルエンザ等対策行動計画」（東京都）

イ 発生時の情報提供

個人の人権の保護に十分留意し、都（区）内における感染状況、予防策及び発生段階に応じた適切な医療機関の受診方法について、ホームページやケーブルテレビ等への掲載により、迅速に情報提供する。

区に在住又は滞在する外国人に対しては、国際交流協会などの協力を得て、情報提供する。

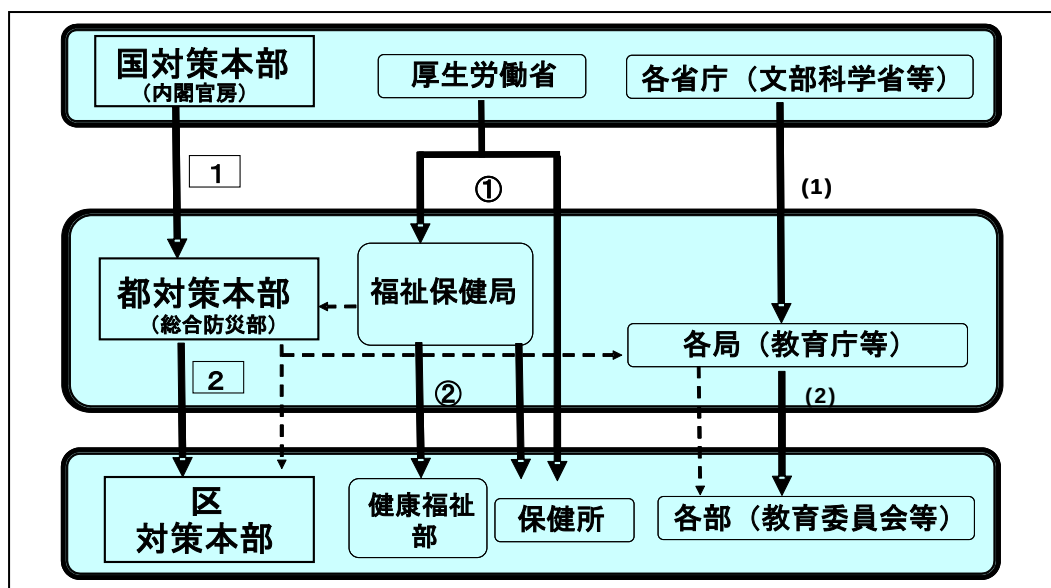
また、高齢者や障害者等の要援護者に対しては、関係機関・団体や社会福祉事業者、介護支援事業者、障害福祉サービス事業者等の協力を得て情報提供する。

ウ 報道発表

都内の新型インフルエンザ等への対策に係るプレス発表について、都においては、都対策本部設置後は各局が発表する新型インフルエンザ等への対策に係るプレス発表を「東京都新型インフルエンザ対策本部報」として情報が管理される。

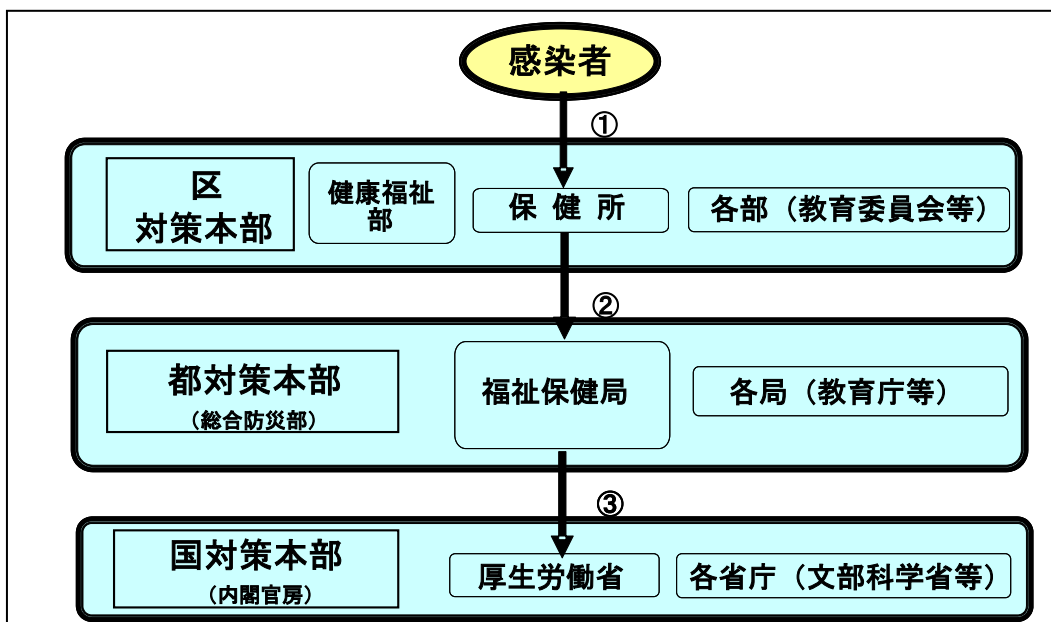
このほか区において特に発信が必要な情報については、「中野区新型インフルエンザ対策本部報」として管理し、情報を一元的にまとめたプレス発表を行う。

○新型インフルエンザ等に関する国から都、区への情報の流れ（国の通知等）



- 1**→**2** 内閣官房からの情報の流れ
①→**②** 厚生労働省からの情報の流れ
(1)→**(2)** その他の省庁からの情報の流れ
▶ 重要な情報は、必要に応じて複数ルートで情報提供

○新型インフルエンザ等に関する感染者に関する区から都、国への情報の流れ



- ①→②→③ 感染者に関する情報の流れ

(3) 医療機関等関係機関への情報提供

平常時から、中野区新型インフルエンザ等医療対策連絡会（※１）、感染症地域医療体制ブロック協議会（※２）等を活用して情報の共有化を図るとともに、感染症指定医療機関（※３）や感染症診療協力医療機関（※４）との緊急時情報連絡体制を構築する。

※１ 中野区新型インフルエンザ等医療対策連絡会（P15 参照）

区内における医療連携体制の確保・連携を推進するために、感染症指定病院および区内の感染症診療協力医療機関、感染症入院医療機関とその他の基幹病院、医師会、歯科医師会、薬剤師会、消防等を構成員として設置した保健所の連絡会

※２ 感染症地域医療体制ブロック協議会

感染症指定医療機関、感染症診療協力医療機関等を中心とした医療連携体制の確保・連携を推進するため、都内を感染症指定医療機関ごとのブロックに分け、設置した協議会（中野区は区西部・西北部ブロック）

※３ 感染症指定医療機関

感染症法に規定された感染症（一類、二類、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症又は新感染症）に罹患した患者の入院医療を行う医療機関（都内 10 医療機関（平成 25 年 8 月現在））

※４ 感染症診療協力医療機関

感染症患者又は感染症が疑われる患者の受入体制を有し、診断確定に至るまでの経過観察を行う医療機関（必要に応じて 1～2 日間程度の入院扱いを含む。）（都内 82 医療機関（平成 25 年 8 月現在））

(4) 区民相談

区民の不安を解消し、適切な感染予防策を促すため、発生後速やかに新型インフルエンザ相談センターを設置する。海外発生期から都内発生早期は、相談対応時に患者の受診先医療機関の案内及び受診時の注意事項等についての説明を行う必要があるため、保健所の開庁時間は区保健所に設置し、夜間・休日においても、都区市保健所が協力して共同の相談センターを設置し、24 時間対応する。都内感染期以降は、受診先医療機関の案内は終了し、保健医療に関する一般相談に対応する。

流行のピークを超え、小康期に入った段階で、状況に応じて相談体制の規模を縮小するなど、弾力的に対応する。

(5) その他の相談

国内感染早期から都内感染期にかけては、問い合わせが集中するため、国等から配布される新型インフルエンザ等に関する質疑応答集などを活用し、区の各部においても、一般的な問い合わせに対応する。

特に、国が都（区）内を対象区域として緊急事態宣言を行った場合には、特措法に基づき、都知事による外出自粛の要請や事業者に対する施設の使用制限など、要請・指示される場合がある。この場合、区における施設の閉鎖や各種のイベント等の実施方法の変更や延期又は中止をすることがあるため、これらへの問い合わせと

同時に、新型インフルエンザ等に関する一般的な問い合わせにも対応できるよう体制を整備する。

さらに、各部に寄せられた区民からの相談や情報を、区対策本部で情報共有し、必要な対策を講じる。

3 感染拡大防止

新型インフルエンザ等のまん延防止対策を施し、流行のピークをできるだけ遅らせることで体制の整備を図るための時間を確保することにつながる。また、流行のピーク時の受診患者数等を最小限にとどめ、医療提供体制を対応可能な範囲内に収めることを目的とする。

感染拡大防止策は、個人対策や地域対策、職場対策、予防接種などの複数の対策を組み合わせで行うが、個人の行動の制限や、対策そのものが社会・経済活動に影響を与えることを踏まえ、対策の効果と影響とを総合的に勘案し、状況の変化に応じて柔軟に実施する。

(1) 水際対策

発生時には、国が空港及び港で検疫を行い、発生国からの帰国者等に感染が確認された場合は隔離措置が、感染者の濃厚接触者等には停留措置が実施される。

海外渡航者向けには、パスポート申請窓口等において、国の感染に係る注意情報等を掲出し、注意喚起が行われる。

(2) 個人対策

個人における対策については、国内発生早期の段階から、マスク着用、咳エチケット、手洗い、人混みを避けること等の基本的な感染防止対策を実践するよう促す。

患者発生早期には、保健所は、当該患者に速やかに感染症指定医療機関等で適切な医療を受けさせるとともに、患者家族・同居者その他の濃厚接触者を迅速に把握し、健康観察、抗インフルエンザウイルス薬の予防投与及び感染を広げないための保健指導等を行う。

また、必要に応じ、不要・不急の外出の自粛を呼び掛ける。

(3) 保育所、幼稚園、学校等における対応

ア 保育所、幼稚園、学校等

発生時には、校長及び設置者は学校医、園医や保健所と連携のもと、感染拡大防止策を講じる。新型インフルエンザ等の疑い又はより患していると診断された児童・生徒への対応については、保健所の指示による病院への搬送、接触者の健康管理、消毒等に協力するとともに、児童・生徒へのマスク着用、咳エチケット、手洗い等、感染拡大防止に努める。

集団発生がみられた場合、保健所に報告を行うとともに、発症者の状況確認、児童・生徒の健康観察を行い、臨時休業（学級閉鎖・学年閉鎖・休園・休校）などの措置を講じる。

また、同じ地域や地域内の保育所、幼稚園、学校等での流行が確認された場合は、当概施設内での発生の有無にかかわらず、必要に応じ、行事の自粛及び臨時休業を行うなどの感染拡大防止策を講じる。

さらに、感染が拡大し区内あるいは都内全域で流行した場合、区は感染症の発生状況や医療体制、社会機能の維持等を勘案し、都の方針等を踏まえて、保育所の部分休業や全ての幼稚園、学校等の閉鎖等、要請を行う。

イ 社会福祉施設等

各施設設置者に対し、所管分野および保健所を通じて新型インフルエンザ等についての情報提供を行い、集団発生がみられた場合は保健所に報告を行うとともに、利用者の感染拡大防止に努めるよう注意指導する。

感染が拡大し区内あるいは都内全域で流行した場合、区は感染症の発生状況や医療体制、社会機能の維持等を勘案し、通所施設等については、必要に応じて、臨時休業を行うなどの措置・要請を行う。

(4) 施設の使用及び催物の開催制限等

ア 事業者

事業者に対して、従業員の感染予防策の励行など健康管理、発熱等の症状がある利用者の施設の利用制限の対応、催物における感染拡大防止策や自粛の呼び掛け、施設の使用制限など感染拡大防止策の協力を依頼する。これらの協力依頼は、新型インフルエンザ等の病原性・感染力等に関する情報や発生状況の変化に応じて行う。

発生時には、海外発生期の段階で、新型インフルエンザ等の発生の状況や病原性について、判明していること、不明なことを含め、迅速かつ正確に情報提供する。また、国内発生早期、都内発生早期、都内感染期と段階が移行するに従い、区民や事業者に対し、様々な個人の感染予防策、事業者の感染拡大防止策を呼び掛けるとともに、緊急事態が宣言された場合の最も強い感染拡大防止策として、施設の使用制限の要請・指示を行うことがあり得ることについて周知を重ね、事前に理解を求める。

イ 区への対応

緊急事態宣言前であっても、感染拡大防止のためには、人と人が集まる機会を減らすことが有効な対策と考えられることから、区自らが率先して、休止するイベントや利用制限をする施設を明らかにし、広く周知する。

行政手続など申請窓口で感染拡大を防止できるよう、来庁者の動線を整理し、来庁者や職員への感染リスクを低下させるよう、工夫する。さらに、郵便等を積極的に活用し、対面機会を減らすよう努める。

また、区の関連団体、委託業者に対しても、積極的な感染拡大防止策を実施するよう協力を依頼する。

4 予防接種

ワクチンの接種により個人の発症や重症化を防ぐことで、受診患者数を減少させ、入院患者数や重症者数を抑えるよう努めることは、新型インフルエンザ等による健康被害や社会・経済活動への影響を最小限にとどめるとともに、患者数を医療体制が対応可能な範囲内に収めることにつながる。

特措法では、特定接種と住民接種の2種類の予防接種が規定されている。

なお、新感染症については、発生した感染症によってはワクチンを開発することが困難であることも想定されるため、本項目では新型インフルエンザに限って記載する。

(1) 特定接種

特定接種とは、特措法第28条に基づき、「医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため」に行うものであり、政府対策本部長がその緊急の必要があると認めるときに、臨時に行われる予防接種をいう。

特定接種の対象者は、次のとおりである。

- 「医療の提供の業務」又は「国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務」を行う事業者であって厚生労働大臣の定めるところにより厚生労働大臣の登録を受けているもの（以下「登録事業者」という。）のうちこれらの業務に従事する者（厚生労働大臣の定める基準に該当する者に限る。）
- 新型インフルエンザ等への対策の実施に携わる国家公務員、地方公務員

登録事業者のうち特定接種対象となり得る者及び新型インフルエンザ等への対策の実施に携わる国家公務員については国を実施主体として、新型インフルエンザ等への対策の実施に携わる地方公務員については当該地方公務員の所属する都道府県又は区市町村を実施主体として、原則として集団的接種により接種を実施することとなる。

(2) 住民接種

特措法において、住民に対する予防接種の枠組みができたことから、緊急事態宣言が行われた場合、区は特措法第46条に基づき「新型インフルエンザ等が国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与え、国民生活及び国民経済の安定が損なわれることのないようにするため」に予防接種法（昭和23年法律第68号）第6条第1項の規定（臨時の予防接種）による予防接種を行う。

一方、緊急事態宣言が行われていない場合については、予防接種法第6条第3項の規定（新臨時接種）に基づく接種を行う。

住民接種については、区を実施主体として、原則として集団的接種により実施する。区は、接種が円滑に行えるよう、医師会等と連携し接種体制の構築を図る。

5 医療

(1) 医療の目的

新型インフルエンザ等への対策において、医療は最も重要な対策である。新型インフルエンザ等がまん延した場合は、患者数の大幅な増大が想定される。医療の破綻を回避し、医療提供体制を維持しなければ、区民は感染した時に必要な医療を受けることができない。しかし、医療資源（医療従事者、病床等）には限度があることから、事前に効果的・効率的に活用できるよう医療提供体制の整備を行う必要がある。

(2) 医療提供体制

海外発生期から都内発生早期までにおいては、感染拡大を抑制する対策が最も有効であり、感染症法に基づき、新型インフルエンザ等にり患した患者（疑似症を含む。）は、感染症指定医療機関で入院治療を行う。ある程度限定された医療機関で外来診療、入院治療を行うことで、医療機関全体における混乱を回避するとともに、他の医療機関等が都内感染期において新型インフルエンザ等の診療・調剤を行うための準備を行う期間にもなる。

新型インフルエンザ発生時には、新型インフルエンザ相談センターで振り分けた新型インフルエンザのり患が疑われる患者を、都や区市町村があらかじめ指定する新型インフルエンザ専門外来で診察する。専門外来で採取した患者の検体は管轄の保健所が東京都健康安全研究センターに搬入し、ウイルス検査が行われる。検査結果は、保健所を通して専門外来に伝える。専門外来は、診察から検査結果が判明するまでの経過観察を行う。

保健所は、新型インフルエンザ等患者について、重症度にかかわらず感染症指定医療機関への入院勧告を行う。ウイルス検査の結果が陰性であった患者については専門外来において、重症度によって入院又は自宅療養の判断を行う。

なお、新型インフルエンザ等のり患が疑われる患者が、相談センターを介さずに、直接、一般医療機関を受診する可能性も否定できないことから、専門外来に指定されない一般医療機関等においても、都内感染期には、新型インフルエンザ等の患者に対し医療の提供を行うことを念頭におき、新型インフルエンザ等のり患が疑われる患者とそれ以外の患者との接触を避ける工夫や、医療従事者の感染防護に必要な資器材の準備など、個々の医療機関における院内感染防止対策を検討しておく。

都内感染期においては、新型インフルエンザ等の診療を特別な医療提供体制で行うのではなく、内科や小児科など通常の季節性インフルエンザの診療を行う全ての医療機関で担うことになる。そのため、患者は新型インフルエンザ相談センターを介さずに、直接受診に訪れることとなり、また、入院が必要と判断された患者についても、通常の感染症診療を行う全ての一般入院医療機関において受け入れることとなる。区は発生段階に応じた医療機関等の役割分担や受診方法等について区民をはじめ関係機関に周知する。

○発生段階ごとの医療提供体制

		未発生期	海外発生期	国内発生早期	都内発生早期	都内感染期			小康期
						通常院内体制	院内体制強化	緊急体制	
医療体制	外来		新型インフルエンザ専門外来（ウイルス検査実施） 陽性(+) 陰性(-)			すべての医療機関が対応（基本はかかりつけ医）			
	入院		感染症指定医療機関 一般医療機関への入院または自宅療養			・小児、重症患者受入可能医療機関の確保 ・備蓄医薬品の放出 ・特段の措置の要請 ・臨時の医療施設の活用			

出典：「東京都新型インフルエンザ等対策行動計画」（東京都）

(3) 臨時の医療施設等

新型インフルエンザ等の感染拡大により、病院その他の医療機関が不足し医療の提供に支障が生ずると認められる場合には、特措法第48条に基づき、都が臨時に開設する医療施設において医療を提供する。

また、都知事が必要があると認める場合には、同法48条の第2項の規定に基づき、政令の定めるところにより、区長が臨時の医療施設における事務の一部を行う。

6 区民生活及び経済活動の安定の確保

新型インフルエンザは各地域での流行が約8週間程度続くと言われているように、新型インフルエンザ等が発生した時は、多くの国民が罹患し、また、本人のり患や家族のり患等により、区民生活及び経済活動の大幅な縮小と停滞を招くおそれがある。

このため、新型インフルエンザ等の発生時に、区民生活及び経済活動への影響が最小限となるよう、都、区、医療機関、事業者及び区民は、発生時にどのように行動するかを事前に準備し、発生時には互いに協力し、この危機を乗り越えることが重要である。

(1) 要援護者への生活支援

新型インフルエンザ等の流行により生産、物流の停滞等により、食料品・生活必需品等の入手が困難になる可能性もある。そのため、孤立化し、生活に支援をきたす恐れがある世帯（高齢者世帯、障害者世帯）への具体的な支援体制の整備が求められている。

区は、対象世帯を把握するとともに、都内感染期において、必要な生活支援等ができるよう必要な物資の確保や搬送方法をあらかじめ検討する。

また、新型インフルエンザ等発生時の要援護者への対応について、関係機関・団体や社会福祉事業者、介護支援事業者、障害福祉サービス事業者等に協力を依頼し、発生後速やかに必要な支援が行える連絡体制を構築する。

(2) 遺体に対する適切な対応

新型インフルエンザ等が大流行し、多数の死亡者が発生した場合、区が発行する「埋火葬許可証」については、「一類感染症等」を明記するとともに、迅速に発行できるよう体制を整備する。

また、火葬場の火葬能力を確認し、その限界を超えた場合、遺体収容所の設置、運用を行う。

(3) 区民生活の維持

ア 食料・生活必需品の安定供給

新型インフルエンザ等が国内で発生した場合、食料品・生活必需品の生産、物流に影響が出ることが予想される。

食料品・生活関連物資等の安定供給を支援するため、区民に対し、これらの備蓄を勧奨するとともに、購入に当たって買占めを行わないよう、消費者としての適切な行動について普及啓発する。

イ ごみの排出抑制

ごみ処理能力の機能低下などにより平常時並みのごみ処理の維持が困難な場合は、ごみの収集回数や処理について状況を把握し、区民及び事業者にごみの排出抑制への協力を要請する。

ウ 行政手続上の申請期限の延長

特措法により、新型インフルエンザ等の発生時において、過去の大規模震災発生時のように、運転免許等の申請期限の延長の特例が可能となった。特例措置が実施された場合は、国の政令等を迅速に分かりやすく周知するとともに、必要に応じて同様の措置を実施する。

(4) 区政機能の維持

ア 事業継続計画

新型インフルエンザ等の発生時には、保健医療業務、危機管理業務などの応急対策業務が増大するが、職員の欠勤も流行のピーク時には4割が想定される。限られた人員で区政を継続するため、あらかじめ策定された、中野区政のBCP（中野区事業継続計画）に基づき、平常時における訓練や研修を通じて準備を進めておく必要がある。

また、職員に対する感染予防策の徹底を図るとともに、新型インフルエンザ等対策の実施において、マスク、個人防護具やその他必要な物資及び資材の備蓄等や、施設及び設備の整備等を行う。

イ 区庁舎等における感染拡大防止

区の庁舎等で感染が拡大しないよう、申請窓口の受付方法の変更や庁舎出入口等の制限等を行い、感染拡大防止を図る。平常時と施設の利用方法の変更を行う際はホームページをはじめとした周知を徹底し、区民や事業者に協力を依頼する。

また、区政の業務を継続していくためには、業務に必要な区職員が出勤できることが不可欠であるため、可能な限り職員が執務中に新型インフルエンザ等に感染しない対策を講じる。

ウ 職員の健康管理

区職員は、手洗いの徹底など感染予防策の励行と自己の健康管理に十分留意するとともに、発症した場合には速やかに医療機関を受診し、職場への連絡を遅滞なく行った上で療養に専念し、出勤を自粛する。

各所属長は、職員の欠勤率をできるだけ減少させ、業務遂行に支障がないよう、全職員に対し感染予防策を周知する。

＜緊急事態宣言時の措置＞

患者数の増加に伴い地域における医療提供体制の負荷が過大となり、適切な医療を受けられないことによる死亡者数の増加が見込まれる等の特別な状況において、政府が都（区）内を対象区域として緊急事態宣言（※１）を行ったときは、国の基本的対処方針（※２）及び本行動計画に基づき、必要に応じ、以下の措置を講じる。

新型インフルエンザ等の感染拡大状況により、中野区が緊急事態宣言の対象区域となり全部又は大部分の事務が行えなくなった場合には、特措法第 38 条に基づき事務の代行の要請を都知事に対し行うことを検討する。

また、必要に応じて特措法第 40 条に基づく応援の要求を都知事に対して行う。加えて、緊急事態宣言時の措置を実施するため必要があると認めるときは、特措法第 39 条第 2 項に基づく他の区市町村に対する応援の要求の規定の活用を検討する。

なお、政府が都（区）内を対象区域とする緊急事態宣言を解除した場合は、基本的対処方針に基づき、緊急事態宣言時の措置を縮小・中止する。

※１ 緊急事態宣言（特措法第 32 条）

政府対策本部長が、国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与える新型インフルエンザ等が国内で発生し、その全国的かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがあると認めるときに、「新型インフルエンザ等緊急事態宣言」を行う。

※２ 基本的対処方針（特措法第 18 条）

政府対策本部が、発生したウイルスの病原性や流行の状況を踏まえ、政府行動計画のうちから対策を選択し決定する。

1 感染拡大防止

新型インフルエンザ等緊急事態において、都が特措法第 45 条に基づき、都（区）民に対し、潜伏期間や治癒までの期間を踏まえて期間を定めて、生活の維持に必要な場合を除きみだりに外出しないことや基本的な感染予防策の徹底を要請、あるいは次に掲げる措置の要請、指示を行なった場合には、その周知および実行確認に協力する。

【措置の内容】（状況により、この内から選択し要請が行われる。）

- 施設の使用の停止（特措法第 45 条）
- 感染防止のための入場者の整理（政令第 12 条）
- 発熱等の症状のある者の入場禁止（政令第 12 条）
- 手指の消毒設備の設置（政令第 12 条）
- 施設の消毒（政令第 12 条）
- マスクの着用など感染防止策の入場者への周知（政令第 12 条）
- その他厚生労働大臣が公示するもの

2 予防接種

区は、国の基本的対処方針を踏まえ、区民に対し、特措法第 46 条の規定に基づき、予防接種法第 6 条第 1 項に規定する臨時の予防接種としての住民接種を実施する。

3 医療

医療機関、医薬品若しくは医療機器の製造販売業者又は販売業者等である指定（地方）公共機関は、業務計画で定めるところにより、医療又は医薬品若しくは医療機器の製造販売等を確保するために必要な措置が講じられる。

区は、区域内の医療機関が不足した場合等に都が設置する、臨時の医療施設の設置運営に協力する。

臨時の医療施設において医療を提供した場合は、流行がピークを越えた後、その状況に応じて、患者を医療機関に移送する等により順次閉鎖する。

4 区民生活及び経済活動の安定の確保

【生活関連物資等の安定供給等】

区民生活及び事業活動の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を支援するため、生活関連物資等の購入に当たっての消費者としての適切な行動を呼び掛けるとともに、買占めを行わないよう呼び掛ける。

【要援護者への生活支援】

介護事業者及び町会等地域住民団体、民生委員等に対し、在宅の高齢者、障害者等の要援護者への生活支援（見回り、介護、訪問介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等を行うよう要請する。

【埋葬・火葬の特例等】

死亡者が増加し、火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合には、一時的に遺体を収容する施設等を直ちに確保する。

さらに、遺体の埋葬及び火葬について、墓地、火葬場等に関連する情報を広域的に収集し、遺体の搬送の手配等を実施する。

【新型インフルエンザ等の患者の権利利益の保全等】

国が特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成8年法律第85号）に基づき、行政上の権利利益に係る満了日の延長に関する措置、期限内に履行されなかった義務に係る免責に関する措置等の特例措置のうち、当該新型インフルエンザ等緊急事態に対する適用を指定した場合は、適切に対応する。

第4章 各段階における対策

1 未発生期

＜未発生期＞

- 新型インフルエンザ等が発生していない状態
- 海外において、鳥等の動物のインフルエンザウイルスが人に感染する例が散発的に発生しているが、人から人への持続的な感染はみられていない状況

＜目的＞

- 発生に備えて体制の整備を行い、発生時の対応の周知を図る。

＜対策の考え方＞

- 1 新型インフルエンザ等は、いつ発生するか分からないことから、平素から、本行動計画等を踏まえ、都や近隣自治体、関係機関等との連携を図り、対応体制の構築や訓練の実施、人材の育成等、事前の準備を推進する。
- 2 新型インフルエンザ等が発生した場合の対策等に関し、区民及び事業者の共通認識を図るため、継続的な情報提供を行う。

1 サーベイランス・情報収集

(1) サーベイランス

平常時からインフルエンザに関する各種サーベイランスを実施し、地域における発生状況の把握と情報提供を行う。

- 鳥インフルエンザや新型インフルエンザの世界的な発生状況等について、情報収集を行う。〔健康福祉部、保健所〕

- 平常時、通年実施するサーベイランスは、以下のとおりとする。〔保健所〕

① インフルエンザサーベイランス（患者発生サーベイランス）

保健所は区内インフルエンザ定点医療機関（小児科7か所、内科4か所）と連携し、感染症法に基づくインフルエンザ定点サーベイランスを実施する。

② ウイルスサーベイランス（病原体サーベイランス）

区は区内病原体定点医療機関（1医療機関）と連携し、感染症法に基づくウイルスサーベイランスを実施する。

③ 東京感染症アラート

保健所は、区内医療機関が鳥インフルエンザ等感染症が疑われる患者の診療を行った場合は、報告を受け、検査基準に該当すると判断した場合は、東京都に緊急検査としてウイルス遺伝子検査を都に依頼し、東京都健康安全研究センターに搬入する。

④ インフルエンザ様疾患発生報告(学校)/感染症等集団発生時報告(社会福祉施設)

保健所は、教育委員会、子ども教育部、地域支えあい推進室と連携し、私立を含む学校、幼稚園及び保育所等におけるインフルエンザ様疾患による臨時休業実施の状況を把握する。

保健所は、健康福祉部関係分野と連携し、社会福祉施設等における感染症等の集団発生報告を受け、インフルエンザ様疾患の集団発生状況を把握する。

⑤ インフルエンザ入院サーベイランス（重症患者サーベイランス）

保健所は区内基幹定点医療機関から報告される感染症法に基づくインフルエンザ入院サーベイランスを実施する。

⑥ クラスター（集団発生）サーベイランス

保健所は学校・施設等と連携し、前記④の集団発生報告時に、集団内の一部のインフルエンザ様疾患患者の検体を採取し、東京都にウイルス遺伝子検査を依頼し、東京都健康安全研究センターに搬入する。

(2) 情報収集

国、都や関係機関から新型インフルエンザの発生状況等について情報収集を行う。
〔健康福祉部、保健所〕

2 情報提供・相談

(1) 区民への情報提供

新型インフルエンザ等についての正しい知識など、基本的な情報と感染予防策について周知し、新型インフルエンザ等発生時に混乱のないよう普及啓発を行う。
また、各発生段階に対応した適切な内容を伝えるため情報提供体制を構築する。

- 区報、ホームページ、ケーブルテレビなどの広報媒体や掲示を活用し、新型インフルエンザ等に関する一般的な感染予防策、生活関連物資等の家庭での備蓄などについて、区民への周知を図る。〔政策室、健康福祉部、保健所〕

(2) 関係機関等への情報提供

医療機関等の関係機関に対し、区の新型インフルエンザ等への対策について周知を行い、本行動計画への理解と協力を求める。

また、新型インフルエンザ等の発生時に関係機関と連携し、統一的な対応を図れるよう連絡体制を整備する。

- 中野区新型インフルエンザ等医療対策連絡会を開催し、情報連絡体制を整備する。〔健康福祉部、保健所〕

(3) 区民相談

関係各部が連携して、全庁的な相談体制を構築するとともに、発生段階に応じ

た体制整備を図る。

- 新型インフルエンザ等発生時に区民からの相談に応じるため、保健所に新型インフルエンザ相談センターを設置できるよう準備する。〔健康福祉部、保健所〕
- 生活福祉等の多様な区民からの相談に対応できるよう、発生段階に応じた相談体制について各部は事前に検討し、必要な準備を行う。〔経営室、健康福祉部、各部〕

3 感染拡大防止

マスク着用、咳エチケット、手洗い等の飛沫感染予防策、接触感染予防策等の徹底を図るとともに、発生時の感染拡大防止策を定めておく。

- 区民に対し、マスク着用、咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等の基本的な感染防止対策の普及を図る。〔政策室、健康福祉部、保健所〕
- 感染が疑わしい場合は、新型インフルエンザ相談センターに連絡し、医療機関を受診する際の注意事項についての助言を受けるとともに、体調が思わしくない場合には外出を控えるなど、感染拡大防止のための取組について理解促進を図る。〔健康福祉部、保健所〕
- 政府が都（区）内を対象区域として緊急事態宣言を行った時は、国の基本的対処方針や都行動計画を踏まえ、区民に外出自粛を要請したり、事業者に施設や催物の制限又は停止の要請等が行われる場合もあることを周知し、理解を求める。〔政策室、健康福祉部〕

4 予防接種

(1) 特定接種

区は、特措法第 28 条の規定に基づき、国の協力依頼に基づき、集団接種を原則として速やかに特定接種が実施できるよう、下記のとおり体制を構築する。

- 区は、国が実施する登録事業者の登録業務について、必要に応じて国に協力する。また、自ら接種体制を確保することが困難な登録事業者に対し、医師会等と連携し、必要な支援を行う。〔保健所〕
- 特定接種の対象となり得る区職員については、区が対象者を把握し、厚生労働省宛てに人数を報告する。また、集団的接種を原則として、速やかに区職員の特定接種が実施できるよう、接種の体制を構築する。〔経営室〕

(2) 住民接種

区は、特措法第 46 条又は予防接種法第 6 条第 3 項に基づき、区内に居住する者に対し、速やかにワクチンを接種することができるよう下記のとおり体制の構築を図る。

- 区は、ワクチン需要量を算出しておく等、住民接種のシミュレーションを行う。〔保健所〕
- 区は、あらかじめ接種の開始日、接種会場等を通知する方法、住民からの予約を受け付ける方法等の手順を計画しておく。〔政策室、保健所〕
- 区は、速やかに住民接種することができるよう、中野区医師会や学校関係者等と連携し、情報交換を行う。〔子ども教育部、保健所〕

5 医療

【地域医療体制の整備等】

新型インフルエンザ等の発生に備え、地域における医療提供体制の整備等を促進する。〔健康福祉部、保健所〕

【新型インフルエンザ専門外来】

区は、海外発生期から都内発生早期に新型インフルエンザの感染が疑われる患者を診察し、ウイルス検査の結果が判明するまでの経過観察を行う新型インフルエンザ専門外来を設置するため、これを担う医療機関の都への登録を促進する。また、都において備蓄されている、新型インフルエンザ専門外来を開設する感染症診療協力医療機関で用いる個人防護具の配布の協力について準備する。〔健康福祉部、保健所〕

【感染症入院医療機関】

都内感染期に新型インフルエンザ等による入院患者を積極的に受け入れるために、病床・病棟等の利用計画、感染拡大防止策、診療継続計画等を定めた感染症入院医療機関の都への登録を促進する。〔健康福祉部、保健所〕

【一般医療機関等】

内科・小児科等、通常の季節性インフルエンザの診療を行う全ての一般医療機関は、平常時から院内感染防止への備えが必要である。そのため、あらかじめ、受付、待合室、外来、病棟などにおいて、一般の患者と発熱している患者の導線等を分離可能なものとしておくなど、新型インフルエンザ等の院内感染防止のための体制を整備しておくとともに、個人防護具（PPE）など必要な医療資器材の備蓄を行っておく。

また、増加する患者への対応や出勤可能な職員数の減少等の影響等を踏まえ、医療機関等の特性や規模に応じた医療等を継続して提供するための診療継続計画を作成する必要がある。

【医薬品・医療資器材の確保等】

海外発生期から都内感染期における感染の拡大防止に必要な医療資器材等を計画的かつ安定的に確保するよう都に要請する。〔健康福祉部〕

6 区民生活及び経済活動の安定の確保

新型インフルエンザ等の発生時の区民生活の安定の確保のため、高齢者、障害者等の要援護者について、事前に把握、検討しておく等準備を行う。

また、区の行政機能を維持し、発生時の対応や事業を継続するため、事前に計画を策定するなど準備を行う。

【要援護者への生活支援】

- 高齢者、障害者等の要援護者への生活支援（見回り、介護、訪問看護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等について、要援護者の把握とともにその具体的手続について検討する。〔健康福祉部、地域支えあい推進室〕
- 新型インフルエンザ等発生時の要援護者への対応について、区が関係機関・団体や社会福祉事業者、介護支援事業者、障害福祉サービス事業者等に協力を依頼し、発生後速やかに必要な支援が行える体制を構築する。〔健康福祉部、地域支えあい推進室〕

【火葬能力等の把握】

都と連携し、火葬場の火葬能力及び一時的に遺体を収容できる施設等についての把握・検討を行い、火葬又は埋葬を円滑に行うための体制を整備する。

〔健康福祉部〕

2 海外発生期

＜海外発生期＞

- 海外で新型インフルエンザ等が発生した状態
- 国内では新型インフルエンザ等の患者は発生していない状態
- 海外においては、発生国・地域が限定的な場合、流行が複数の国・地域に拡大している場合等、様々な状況

＜目的＞

- 1 新型インフルエンザ等の国内侵入をできるだけ遅らせ、都内発生の遅延と早期発見に努める。
- 2 都内発生に備えて体制の整備を行う。

＜対策の考え方＞

- 1 新たに発生した新型インフルエンザ等の病原性や感染力等について十分な情報がない可能性が高いが、病原性・感染力等が高い場合を想定して対応する。
- 2 対策の判断に役立てるため、海外での発生状況、新型インフルエンザ等の特徴等に関する積極的な情報収集を行う。
- 3 患者を早期に発見できるよう、都と連動し区内のサーベイランス・情報収集体制を強化する。
- 4 海外での発生状況について注意喚起するとともに、都（区）内で発生した場合の対策についての的確な情報提供を行い、医療機関や事業者及び区民に準備を促す。
- 5 国及び都から提供される検疫等の情報をもとに、医療機関等への情報提供、検査体制の整備、診療体制の確立、医薬品提供体制の確立、区民生活及び経済活動の安定のための準備、特定接種の協力等、都（区）内発生に備えた体制整備を急ぐ。

1 サーベイランス・情報収集

(1) サーベイランス

インフルエンザに関する各種サーベイランスを実施し、地域における発生状況の把握と情報提供を行う。〔健康福祉部、保健所〕

また、帰国者や接触者以外の患者を早期探知するため、保育所、幼稚園、学校等における集団発生の探知を強化するとともに、都の指示により東京都感染症アラートに基づく、感染症アラートの検査基準に該当する新型インフルエンザが疑われる患者の全数検査、ウイルス検査を伴うクラスター（集団発生）サーベイランスを追加、強化して実施する。〔保健所〕

(2) 情報収集

国、都や関係機関から、新型インフルエンザの発生状況等について情報収集を

行う。〔健康福祉部、保健所〕

2 情報提供・相談

(1) 区民への情報提供

新型インフルエンザ等に関する情報の混乱を防止するため、海外での発生状況を迅速かつ正確に情報提供するとともに、感染予防策、相談体制等について、様々な広報媒体を活用した広報を行う。〔政策室、健康福祉部〕

区内に居住する高齢者、障害者及び外国人等に配慮した情報提供を行う。
〔政策室、健康福祉部〕

(2) 関係機関等への情報提供

医療機関等の関係機関に対し、迅速に情報提供を行うとともに、国内発生に備えた協力を要請する。〔健康福祉部、保健所〕

その他、関係機関に対して、的確に情報提供を行う。〔各部〕

(3) 区民相談

海外において新型インフルエンザが発生した段階で、都と連動し保健所において、新型インフルエンザ相談センターを設置する。ここでは、新型インフルエンザに感染した疑いのある者に対し、受診先となる新型インフルエンザ専門外来の案内及び受診時の注意事項等の説明を行うとともに、区民等からの保健医療に関する一般相談に対応する。

また、夜間・休日においても、都区市保健所が協力して共同の相談センターを設置し、専門外来の案内など相談対応を行う。〔健康福祉部、地域支えあい推進室〕

- 保健所において新型インフルエンザ相談センターを設置する。夜間・休日の保健所閉庁時間帯においては、都区市保健所共同の相談センターへ職員派遣により相談に対応する。〔健康福祉部、保健所、地域支えあい推進室〕
- 夜間・休日の相談センターについては、準備が整い次第、都において民間のコールセンターに業務委託化される。ただし、専門外来の案内については引き続き保健所職員が対応する。〔保健所〕
- 区民に対し相談センターの周知を徹底する。特に、海外発生期から都内発生早期に新型インフルエンザの感染が疑われる患者が、新型インフルエンザ相談センターを介さずに直接一般医療機関を受診することがないように、相談センターの役割を含め、新型インフルエンザ専門外来へとつなげる受診方法について、迅速かつ的確に周知する。〔健康福祉部、保健所〕

3 感染拡大防止

区民に対して感染予防策の周知を図るとともに、医療関係者等に標準予防策等の徹底を呼び掛ける。

- マスク着用・咳エチケット・手洗い、人混みを避けること等の基本的な感染対策を実践するよう促す。〔健康福祉部、保健所〕
- 区内における新型インフルエンザ等の患者の発生に備え、感染症法に基づく患者への対応（入院勧告措置等）や患者の同居者等の濃厚接触者への対応（外出自粛要請、健康観察の実施、有症時の対応指導等）の準備を進める。〔保健所〕
- 国内発生以降、発生段階に応じて国の基本的対処方針を踏まえ、区民に対し、施設利用者への手洗い、発熱等の症状がある施設利用者の利用制限、催物や不要・不急の外出の自粛等の呼び掛けなど、必要に応じて感染拡大防止策の協力を求めることを周知する。〔政策室、健康福祉部、関係部〕
- 政府が都（区）内を対象区域として緊急事態を宣言した時は、施設の使用及び催物の開催を制限又は停止の要請、区民へ外出自粛等の要請をする場合もあること、また、これに伴い平常時より一部のサービスが低下することを、事前に周知し、理解と協力を求める。〔政策室、健康福祉部、関係部〕

4 予防接種

(1) 特定接種

区は、国と連携し、職員に対して、集団的な接種を行うことを基本に、本人の同意を得て特定接種を行う。〔経営室〕

(2) 住民接種

区は、事前に取り決めた接種方法（接種場所や人員確保など）に基づき、円滑に住民接種を実施できるよう、準備を開始する。〔保健所〕

パンデミックワクチンが全国民に接種可能な量が製造されるまで一定の期間を要するが、一定程度の供給が可能になり次第、区は優先度の高い者から関係者の協力を得て、接種を開始するとともに、接種開始時期・接種場所等の接種に関する情報提供を開始する。〔政策室、保健所〕

区は、住民接種の実施に当たっては、関係機関と連携して、保健所・すこやか福祉センター・学校など公的な施設を活用するか、医療機関に協力を依頼すること等により接種会場を確保し、原則として、区内に居住する者を対象に集団的接種を行う。〔地域支えあい推進室、子ども教育部、保健所〕

区は、住民からの基本的な相談に応じることができる体制を構築するとともに、具体的な接種の進捗状況や、ワクチンの有効性・安全性に関する情報、相談窓口（コールセンター等）の連絡先など、接種に必要な情報を区民に対して提供する。〔政策室、保健所〕

5 医療

新型インフルエンザ専門外来の速やかな開設と新型インフルエンザのり患が疑われる患者の受入れについて、感染症診療協力医療機関に要請するとともに、新型インフルエンザの感染が疑われる患者から採取した検体の搬入体制を整える。

ウイルス検査の結果、陽性と判明した場合には、感染症法に基づく入院勧告により、患者を感染症指定医療機関に移送する。〔保健所〕

- 感染症診療協力医療機関に対して、新型インフルエンザ専門外来の都への登録を促進し、都が備蓄している個人防護具（PPE）等の迅速な配布に協力する。〔保健所〕
- 院内感染防止策等、必要な情報を医療機関等に提供する。〔保健所〕
- 海外で新型インフルエンザ等が発生した際は、新型インフルエンザ等の発生状況等の必要な情報を医療機関等に情報提供する。〔保健所〕

6 区民生活及び経済活動の安定の確保

新型インフルエンザ等の発生状況について、高齢者、障害者等の要援護者や協力者へ情報提供を行う。

また、国内発生に備えた区の事業継続のための準備を行う。

【要援護者への生活支援】

新型インフルエンザ等の発生後、区は、新型インフルエンザ等の発生が確認されたことを要援護者や協力者へ連絡する。〔健康福祉部、地域支えあい推進室〕

【埋火葬、遺体管理】

火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、一時的に遺体を収容できる施設等の確保ができるよう準備を行う。〔健康福祉部、都市基盤部〕

【区政機能の維持】

新型インフルエンザ等の発生時の事前計画やマニュアル等を確認し、国内での発生に備えた事業継続のための準備をする。〔経営室、各部〕

3 国内発生早期（都内未発生）

＜国内発生早期＞

- 東京都以外のいずれかの道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追うことができる状態
（都内では新型インフルエンザ等の患者が発生していない状態）

＜目的＞

- 1 都内での発生に備えた体制の整備を行う。
- 2 新型インフルエンザ等発生の情報収集を行い、患者に適切な医療を提供する。

＜対策の考え方＞

- 1 都（区）内での発生に備え、国内での感染拡大を止めることは困難であるが、流行のピークを遅らせるため、引き続き、感染拡大防止策等を行う。
- 2 医療体制や感染拡大防止策について周知し、一人ひとりがとるべき行動について十分な理解を得るため、区民への積極的な情報提供・相談対応を行う。
- 3 住民接種を早期に開始できるよう準備を急ぐ。

1 サーベイランス・情報収集

(1) サーベイランス

平常時において、通年実施しているサーベイランスに加え、引き続き、臨時的にサーベイランスを実施する。〔保健所〕

(2) 情報収集

国、都や関係機関から新型インフルエンザの発生状況等について情報収集を行う。〔健康福祉部、保健所〕

2 情報提供・相談

(1) 区民への情報提供

新型インフルエンザ等に関する情報、発生状況等を迅速かつ正確に情報提供するとともに、感染予防策、相談体制等について、様々な媒体を活用した広報を行う。

- 国内での新型インフルエンザ等の発生及び政府対策本部の国内発生早期への対策の移行について、区民に周知し、区民への感染予防策の励行を呼び掛ける。
また、発生状況など国の最新情報を、ホームページ等の広報媒体を通じて情報提供する。〔政策室、健康福祉部、保健所〕
- 国からの要請に従い、コールセンター等による適切な情報提供の実施ができるよう体制の充実・強化を行う。〔健康福祉部、保健所〕
- 外国人に対しては、国際交流協会、民間等の協力を得て情報提供する。
（政策室）

- 高齢者や障害者等に対しては、関係機関・団体や社会福祉事業者、介護支援事業者、障害福祉サービス事業者等の協力を得て情報提供を行う。〔健康福祉部、地域支えあい推進室〕

(2) 関係機関等への情報提供

医療機関等の関係機関に対し、迅速に情報提供を行うとともに、都内発生に備えた協力を要請する。〔健康福祉部、保健所〕

(3) 区民相談

新型インフルエンザ相談センターにおいて、引き続き、新型インフルエンザ等に感染した疑いのある者に対し、受診先となる新型インフルエンザ専門外来の案内及び受診時の注意事項等の説明を行うとともに、区民等からの保健医療に関する一般相談に対応する。〔健康福祉部、保健所、地域支えあい推進室〕

3 感染拡大防止

【区内での感染拡大防止策】

学校、保育施設・高齢者施設・障害児者施設等の社会福祉施設等に対し、感染予防策についての情報を適切に提供し、感染予防を徹底するよう呼び掛ける。

- マスク着用・咳エチケット・手洗い、人混みを避ける等の基本的な感染予防策の普及を引き続き推進する。〔健康福祉部、保健所〕
- 区内の学校、保育施設・高齢者施設・障害児者施設等の社会福祉施設等に対し、感染予防策についての情報を適切に提供し、感染予防を徹底するよう呼び掛ける。〔子ども教育部、教育委員会事務局、健康福祉部〕

【水際対策】

発生地域への渡航自粛を区民に呼び掛ける。〔健康福祉部、保健所〕

4 予防接種

(1) 特定接種

区は、引き続き、職員に対して特定接種を行う。〔経営室〕

(2) 住民接種

緊急事態宣言がされていない場合、区は、引き続き予防接種法第6条第3項に規定する新臨時接種を実施する。〔保健所〕

緊急事態宣言が行われている場合においては、区は、特措法第46条の規定に基づき、予防接種法第6条第1項に規定する臨時の予防接種を実施する。〔保健所〕

5 医療

新型インフルエンザ専門外来において、新型インフルエンザの罹患が疑われる患者の受入れを引き続き行う。

【患者への対応等】

- 都と連携し、新型インフルエンザ等と診断された者に対しては原則として、感染症法に基づき、感染症指定医療機関等に移送し、入院措置を行う。この措置は、病原性が高い場合に実施することとするが、発生当初は病原性に関する情報が限られていることが想定されることから、病原性が低いことが判明しない限り実施する。〔保健所〕

【抗インフルエンザウイルス薬の予防投与】

- 都と連携し、医療機関の協力を得て、新型インフルエンザ等患者の同居者等の濃厚接触者及び医療従事者又は救急隊員等であって十分な防御なく曝露した者には、必要に応じて抗インフルエンザウイルス薬の予防投与や有症時の対応を指導する。

なお、症状が現れた場合には、感染症指定医療機関等に移送する。〔保健所〕

6 区民生活及び経済活動の安定の確保

高齢者や障害者等の要援護者への支援やごみ処理等について、都内での発生、流行に備えた準備を依頼する。

【要援護者への生活支援】

高齢者や障害者等の要援護者への生活支援（見回り、介護、訪問介護、訪問診療、食事提供等）、搬送、死亡時の対応等について、対象世帯の把握とともに、その対応の準備をする。〔健康福祉部、地域支えあい推進室〕

【区民生活の維持】

食料品・生活関連物資等の購入に当たって、食料品、生活関連物資等の価格高騰や、買占め及び売惜しみが生じないように、消費者や事業者の動向を把握し、必要に応じて、適切な行動を呼び掛ける。〔政策室、区民サービス管理部〕

【埋火葬、遺体管理】

火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、一時的に遺体を収容できる施設等の確保ができるよう準備を行う。〔健康福祉部、都市基盤部〕

4 都内発生早期

＜都内発生早期＞

- 都内で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追うことができる状態

＜目的＞

- 1 都（区）内での感染拡大をできる限り抑える。
- 2 患者に適切な医療を提供する。
- 3 感染拡大に備えた体制の整備を行う。

＜対策の考え方＞

- 1 感染拡大を止めることは困難であるが、流行のピークを遅らせるため、引き続き、感染拡大防止策等を行う。都（区）内発生した新型インフルエンザ等の状況等により、政府が都（区）内を対象区域として緊急事態宣言を行った場合、積極的な感染拡大防止策等をとる。
- 2 医療提供体制や感染拡大防止策について周知し、一人ひとりがとるべき行動について十分な理解を得るため、区民への積極的な情報提供を行う。
- 3 患者数が少なく、症状や治療に関する臨床情報が限られている可能性が高いため、海外での情報や、国及び都からの情報をできるだけ集約し、医療機関等に提供する。
- 4 新型インフルエンザ等の患者以外にも、発熱・呼吸器症状等を有する多数の者が医療機関等を受診することが予想されるため、増大する医療需要への対応を行うとともに、医療機関等での院内感染対策を実施する。
- 5 都内感染期への移行に備えて、医療提供体制の確保、区民生活及び経済の安定の確保のための準備等、感染拡大に備えた体制の整備を急ぐ。
- 6 住民接種を早期に開始できるよう準備を急ぎ、体制が整い次第、実施する。

1 サーベイランス・情報収集

(1) サーベイランス

平常時において、通年実施しているサーベイランスに加え、引き続き、臨時的にサーベイランスを実施する。

(2) 情報収集

国、都や関係機関から新型インフルエンザの発生状況等について情報収集を行う。〔健康福祉部、保健所〕

2 情報提供・相談

(1) 区民への情報提供

区民に対し、患者等の発生状況、感染予防策、相談体制等についての最新の情報提供を行う。

- 都（区）内での発生状況、感染予防策、相談体制、受診時の注意等について最新情報をホームページ等の広報媒体により情報提供し、風評等による混乱防止を図る。また、患者等の個人情報の取扱いについては、患者等の人権に十分配慮し、誹謗中傷、風評被害を惹起しないよう留意する。〔政策室、健康福祉部〕
- 外国人に対しては、国際交流協会、民間等の協力を得て情報提供する。〔政策室〕
- 高齢者や障害者等に対しては、関係機関・団体や社会福祉事業者、介護支援事業者、障害福祉サービス事業者等の協力を得て情報提供を行う。〔健康福祉部、地域支えあい推進室〕

(2) 関係機関等への情報提供

医療機関等の関係機関に対し、迅速に情報提供を行うとともに、都内発生の対応及び都内感染期に備えた準備を依頼する。

- 医療機関等の関係機関に対し、最新情報を提供するとともに、都内発生の対応及び都内感染期に備えた準備を依頼する。〔健康福祉部、保健所〕
- 医療機関等に対し、新型インフルエンザ等の診断・治療等に資する情報、国及び都の方針を迅速に提供し、専門医療機関（感染症指定医療機関、感染症診療協力医療機関及び感染症入院医療機関）との連絡体制を強化する。〔健康福祉部、保健所〕

(3) 区民相談

新型インフルエンザ相談センターにおいて、引き続き、新型インフルエンザ等に感染した疑いのある者に対し、受診先となる新型インフルエンザ専門外来の案内及び受診時の注意事項等の説明を行うとともに、区民等からの保健医療に関する一般相談に対応する。

また、健康相談以外の様々な問合せが考えられるため、相談の多い問合せ窓口一覧を作成し、ホームページに公表し、各部に寄せられた相談内容を対策本部で共有し、必要な対応を講じる。

- 学校の臨時休業をはじめ、新型インフルエンザ等の発生の影響が考えられる区の業務について、問合せへの対応は各部が行うが、複数の問合せに一定程度は回答でき、適切に問合せ先を案内できるよう、相談の多い窓口の問い合わせ先一覧を作成し、ホームページに公表する。

また、各部に寄せられた区民等からの相談内容を対策本部で共有し、必要な対策を講ずる。（政策室、健康福祉部、各部）

3 感染拡大防止

【都内での感染拡大防止策】

学校や高齢者施設・障害児者施設等の社会福祉施設等に対し、感染予防策を徹底するよう呼び掛ける。

また、区立施設において、率先して感染予防策を実施し、区の関連施設についても、同様の対応を要請する。

- 区内における新型インフルエンザ等の患者の発生時において、感染症法に基づく患者への対応（入院勧告措置等）や患者の家族・同居者等の濃厚接触者への対応（外出自粛要請、抗インフルエンザウイルス薬の予防投与、健康観察の実施、有症時の対応指導等）を行う。〔保健所〕
- 患者に対し、感染症法第15条に規定する積極的疫学調査を実施することにより、当該患者の濃厚接触者を特定する。〔保健所〕
- 濃厚接触者に対し、感染症法第44条の3又は第50条の2の規定に基づき、外出自粛の要請等の感染を防止するための協力を要請する。
また、新型インフルエンザの場合、発症を予防するために、必要に応じ、抗インフルエンザウイルス薬の予防投与を行う。〔保健所〕
- 感染症法に基づく入院措置等が中止された後、厚生労働省から示された日数を目安に、必要に応じて、患者及び濃厚接触者に対して自宅待機を求める。
〔保健所〕
- 患者との接触者が関係する区内の学校や通所施設等について、感染拡大のおそれがある場合には、臨時休業を行うよう各設置者等に対して要請する。
〔健康福祉部、保健所、関係部〕
- 区内の学校での流行が確認された場合は、学校内での発生の有無にかかわらず、必要に応じ、学校行事の自粛及び臨時休業を行うなどの感染拡大防止策を講じる。
〔健康福祉部、保健所、教育委員会事務局〕
- 区民に不要・不急の外出の自粛を呼び掛ける。〔政策室、健康福祉部〕
- 区の施設及び区が主催する催物において、率先して、発熱等の症状がある人の利用制限、マスク着用の徹底、施設の使用や催物の開催の制限や休止を行う。施設の利用方法や催物の変更内容の周知を徹底し、一部のサービスが低下することの理解と協力を依頼する。〔各部〕

【水際対策】

発生地域への渡航自粛を区民に呼び掛ける。〔健康福祉部、保健所〕

4 予防接種

(1) 特定接種

区は、引き続き、職員に対して特定接種を行う。〔経営室〕

(2) 住民接種

緊急事態宣言がされていない場合、区は、引き続き予防接種法第6条第3項に規定する新臨時接種を実施する。〔保健所〕

緊急事態宣言が行われている場合においては、区は、特措法第 46 条の規定に基づき、予防接種法第 6 条第 1 項に規定する臨時の予防接種を実施する。〔保健所〕

5 医療

新型インフルエンザ専門外来を開設し、新型インフルエンザのり患が疑われる患者の受入れを引き続き行う。

- 新型インフルエンザ等の確定患者について入院勧告を行ない、発生した新型インフルエンザ等の感染性や病原性、患者の症状や全身状態などを勘案し、東京消防庁又は民間搬送事業者に依頼して感染症指定医療機関に移送する。ただし、東京消防庁に移送を依頼する場合は、都福祉保健局に調整を依頼する。〔保健所〕

6 区民生活及び経済活動の安定の確保

食料・生活必需品の安定供給、高齢者や障害者等の要援護者への支援やごみ処理等について、都内での流行に備えた準備を依頼する。

【要援護者への生活支援】

高齢者や障害者等の要援護者への生活支援（見回り、介護、訪問看護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等について、対象世帯の把握とともにその対応を引き続き準備する。〔健康福祉部、地域支えあい推進室〕

【区民生活の維持】

食料品・生活関連物資等の購入に当たって、食料品、生活関連物資等の価格高騰や、買占め及び売惜しみが生じないように、消費者や事業者の動向を把握し、必要に応じて、適切な行動を呼び掛ける。〔政策室、区民サービス管理部〕

【埋火葬、遺体管理】

火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、一時的に遺体を収容できる施設等の設置及び運用準備を行う。〔健康福祉部、都市基盤部〕

【区政機能の維持】

中野区政の B C P に基づき、区民生活を支えるために不可欠な事業、重大な安全にかかわる事業、法令等に処理期限等の定めがある事業、業務の継続に必要な基盤となる事業などが継続して実施できるよう、各部の体制を準備する。〔経営室、各部〕

【申請期限の延長】

行政手続上の申請等について、対面での機会を減らすよう検討し、大災害発生時に実施されている行政上の申請期限の延長について、国、都からの情報を収集し、準備をする。〔関係部〕

5 都内感染期

＜都内感染期＞

- 都内で新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態（感染拡大からまん延、患者の減少に至る時期を含む。）

＜目的＞

- 1 医療提供体制を維持する。
- 2 健康被害を最小限に抑える。
- 3 区民生活及び経済活動への影響を最小限に抑える。

＜対策の考え方＞

- 1 感染拡大を止めることは困難であり、対策の主眼を、都内発生早期の積極的な感染拡大防止策から被害軽減に切り替える。ただし、状況に応じた一部の感染拡大防止策は引き続き実施する。
- 2 状況に応じた医療提供体制や感染拡大防止策、ワクチン接種、社会・経済活動の状況等について周知し、区民一人ひとりがとるべき行動について理解できるよう、積極的な情報提供を行う。
- 3 流行のピーク時の入院患者や重症者の数なるべく少なくして医療提供体制への負荷を軽減する。
- 4 医療提供体制の維持に全力を尽くし、患者が適切な医療を受けられるようにして、健康被害を最小限にとどめる。
- 5 欠勤者の増大が予測されるが、区民生活・経済活動の影響を最小限に抑えるため必要なライフライン等の事業活動を継続する。また、その他の社会活動をできる限り継続する。
- 6 住民接種については、体制が整い次第速やかに実施する。
- 7 状況の進展に応じて、必要性の低下した対策の縮小・中止を図る。

＜保健医療に関する対策の細分類＞

都内感染期における対策の趣旨は、流行のピークをできるだけ低くして、医療システムの破綻を回避し、新型インフルエンザ患者の健康被害を最小限に抑えることである。入院勧告体制を解除し、軽症患者の外来診療と、重症度に応じた入院医療への転換を行う。

このため、都内感染期においては、通常の体制で入院患者の受入れが可能な「都内感染期・第一ステージ（通常の院内体制）」から、特段の措置により病床を確保する「都内感染期・第二ステージ（院内体制の強化）」、「都内流行期・第三ステージ（緊急体制）」の3つに細分類し、記載する。

1 サーベイランス・情報収集

(1) サーベイランス

都の指示を受けて、都内発生早期までに実施してきた東京感染症アラートによる全数検査およびクラスター（集団発生）サーベイランスを終了し、入院サーベイランスにより入院患者の把握や重症者の情報を収集する。

平常時から実施しているインフルエンザに関する各種サーベイランスを継続し、地域における発生状況の把握と情報提供を行う。〔保健所〕

(2) 情報収集

国、都や関係機関から新型インフルエンザの発生状況等について情報収集を行うとともに、区内医療機関における受診状況を把握する。〔健康福祉部、保健所〕

2 情報提供・相談

(1) 区民への情報提供

医療提供体制が一般医療提供体制に切り替わるため、医療機関への受診方法等の情報提供を行う。

また、発生状況等の最新情報、感染予防策等について、ホームページ等の広報手段を活用して情報提供するとともに、区民や事業者には不要・不急の外出や催物の開催等を控えるよう呼び掛ける。

- 都内の対策が「都内感染期」に切り替わり、知事による「流行警戒宣言」が行われることに従い、区民へ流行の警戒を呼び掛け、感染予防策の徹底、不要不急の外出や催物等の自粛など、感染拡大防止策の一層の協力を呼び掛ける。

〔政策室〕

- 国内及び都内での発生状況や医療機関への受診等のルールの変更など、最新情報を区民にホームページ等で情報提供し、風評等による混乱防止を図る。

また、患者等の個人情報の取扱いについては、引き続き、患者等の人権に十分配慮し、誹謗中傷、風評被害を惹起しないよう留意する。〔政策室、健康福祉部〕

- 外国人に対しては、国際交流協会、民間等の協力を得て情報提供する。

〔政策室〕

- 高齢者や障害者等に対しては、関係機関・団体や社会福祉事業者、介護支援事業者、障害福祉サービス事業者等の協力を得て情報提供を行う。〔健康福祉部、地域支えあい推進室〕

(2) 関係機関等への情報提供

医療機関等の関係機関に対し、都内感染期への移行、入院医療体制の転換など新たな対応について、迅速かつ正確に情報提供するとともに、職員の欠勤を想定した事業や診療継続を要請する。

- 医療機関等の関係機関に対し、最新情報を提供するとともに、都内感染期の対応を依頼する。〔健康福祉部、保健所〕

- 医療機関等に対し、新型インフルエンザ等の診断・治療等に資する情報、国

や都の方針、入院医療体制の変更を迅速に提供する。〔健康福祉部、保健所〕

(3) 区民相談

新型インフルエンザ専門外来の設置を終了した後も、引き続き相談センターで区民等からの保健医療に関する一般相談に対応する。相談体制は、病原性や感染力、一般医療機関での受入れ体制の整備、相談件数など、状況に応じて変更する。

また、区民や事業者に対し、学校の臨時休業をはじめ、集会等の自粛、区が実施するイベントの変更や延期又は中止など、新型インフルエンザ等の発生の影響を受ける事業について、相談体制を強化する。

- 新型インフルエンザ相談センターにおける保健医療に関する相談対応については引き続き、平日昼間の保健所開庁時間帯は保健所において、休日・夜間の保健所閉庁時間帯における一般相談に係る業務は都が民間のコールセンターへ委託し対応するが、状況に応じて規模を縮小していく。〔健康福祉部〕
- 新型インフルエンザ等の発生により、イベントの開催や施設の利用等が変更になったものについては、区のホームページに情報を再掲して集約するなど、重要な情報発信は複数で行い、利用者への周知を図る。〔政策室〕

3 感染拡大防止

患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった段階で、都内感染期へ移行するため、患者の濃厚接触者を特定しての措置（外出自粛要請、健康観察等）を中止し、広く区民に対し、感染拡大防止策の協力を依頼する。

なお、政府対策本部が都内を対象区域として緊急事態を宣言したときは、都の要請・指示を受けて、区民の不要・不急の外出自粛の要請、施設の使用制限・催物の開催制限等と呼び掛ける。

- 区民等に対して次の要請を行う。〔政策室、健康福祉部〕
 - a. 住民、事業所、社会福祉施設等に対し、マスク着用・咳エチケット・手洗い・人混みを避ける、時差出勤等の基本的な感染対策等を強く勧奨する。
 - b. ウイルスの病原性等の状況を踏まえ、必要に応じて、学校・保育施設等における感染対策の実施に資する目安を示す。
- 都内感染期となった場合は、患者の濃厚接触者を特定しての措置（外出自粛要請、健康観察等）は中止する。〔保健所〕
- 厚生労働省から示された日数を目安に、必要に応じて、患者及び患者の同居者に対して自宅待機を求める。〔保健所〕

4 予防接種

(1) 特定接種

区は、引き続き、職員に対して特定接種を行う。〔経営室〕

(2) 住民接種

緊急事態宣言がされていない場合、区は、引き続き予防接種法第6条第3項に

規定する新臨時接種を実施する。〔保健所〕

緊急事態宣言が行われている場合においては、区は、特措法第 46 条の規定に基づき、予防接種法第 6 条第 1 項に規定する臨時の予防接種を実施する。〔保健所〕

5 医療

都の指示を受けて、新型インフルエンザ相談センターを介さずに内科や小児科など通常インフルエンザの診療を行う全ての医療機関で診療を担うことになる。

入院が必要と判断された新型インフルエンザ等の患者についても、通常の感染症診療を行う全ての医療機関が受け入れる体制に移行する。

<第一ステージ（通常の院内体制）>

- 新型インフルエンザ等の患者の外来診療については、原則として、かかりつけ医が対応し、かかりつけ医において入院治療が必要と判断した場合には、重症度に応じて受入れが可能な医療機関への紹介又は搬送を行うよう、医療機関に周知する。〔健康福祉部〕
- 一般病床を有する全ての医療機関が、医療機能に応じて新型インフルエンザ等の患者の入院受入を行い、とりわけ感染症入院医療機関は、あらかじめ都に登録した病床数に応じて、円滑に患者を受け入れるよう、医療機関に周知する。〔健康福祉部〕
- 重症患者受入可能医療機関の機能を確保するため、区民に対し、外来診療についてはかかりつけ医への受診を促すなど協力を要請する。〔健康福祉部、保健所〕
- 抗インフルエンザウイルス薬の流通在庫情報の把握に努める。〔健康福祉部〕

<第二ステージ（院内体制の強化）>

- 入院医療機関に対して、通常の体制では入院受入れが困難となった場合に院内の医療スタッフの応援体制整備、入院期間の短縮や新規入院、手術の一部中止及び延期などの特段の措置を講じるよう都が要請した場合は、医療機関に周知し、近隣自治体と連携して入院受入体制の維持を図る。〔健康福祉部〕
- 区医師会や薬剤師会に対し、区内の重症患者の受入れが可能な医療機関に対する支援を行うよう協力を依頼する。〔健康福祉部〕

<第三ステージ（緊急体制）>

- 都の要請に応じ、入院治療が必要な新型インフルエンザ等の患者が増加し、都内医療機関の収容能力を超えたと判断した場合は、既存の病床以外に各医療機関の敷地内（院内の食堂や講堂など）に臨時スペースを暫定的に確保し、備蓄ベッドなどを配置することにより更なる患者の収容を図るよう、医療機関に周知する。〔健康福祉部〕
- 引き続き、区医師会、薬剤師会に対し、地区内の重症患者受入可能医療機関に対する支援を行うよう依頼する。〔健康福祉部〕

6 区民生活及び経済活動の安定の確保

食料・生活必需品の安定供給、高齢者や障害者等の要援護者への支援やごみ処理等について、対応を要請する。

【要援護者への生活支援】

- 高齢者や障害者等の要援護者への生活支援（見回り、介護、訪問看護、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等を行う。〔健康福祉部、地域支えあい推進室〕
- 要援護者への支援について、関係団体や地域団体、ボランティア、事業者等に協力を依頼する。〔健康福祉部、地域支えあい推進室〕
- 食料品・生活必需品等の供給状況に応じ、支援を必要とする要援護者世帯に対する食料品・生活必需品等の確保、配分・配布を行う。
〔都市政策推進室、地域支えあい推進室〕

【遺体に対する適切な対応】

- 遺体の埋葬及び火葬について、都と連携し、墓地、火葬場等に関連する情報を広域的に収集し、広域的な火葬体制を確保するとともに、遺体の搬送を実施する。
〔健康福祉部〕
- 火葬場の火葬能力の限界を超えた場合、一時的な遺体収容所の設置、運用を行う。〔健康福祉部、都市基盤部〕
- 新型インフルエンザ等緊急事態において、埋葬又は火葬を円滑に行うことが困難となった場合において、公衆衛生上の危害の発生を防止するため緊急の必要があるときに、厚生労働大臣が定める地域や期間においては、いずれの市町村においても埋火葬の許可を受けられるとともに、公衆衛生上の危害を防止するために特に緊急の必要があると認められるときは、埋火葬の許可を要しない等の特例が設けられた場合には、当該特例に基づき埋火葬に係る手続を行う。
〔区民サービス管理部〕

【区民生活の維持】

食料品・生活関連物資等の購入に当たって、食料品、生活関連物資等の価格高騰や、買占め及び売惜しみが生じないように、消費者や事業者の動向を把握し、必要に応じて、適切な行動を呼び掛ける。〔政策室、区民サービス管理部〕

【ごみの排出抑制】

平常時のごみ処理の維持が困難な場合は、区民及び事業者にごみの排出抑制について協力を要請する。〔環境部〕

【区政機能の維持】

- 区民生活を支える事業を継続できるよう、各部のBCPやマニュアル等より、業務を実施する。〔経営室、各部〕
- 事業や貸し出し施設等の一時休止を検討・実施する。〔各部〕
- 職員、職場の感染予防策の徹底を行う。〔各部〕

【事業継続の要請】

その他の関係機関に対し、的確に情報提供するとともに、職員の欠勤を想定した事業継続について要請する。〔各部〕

【申請期限の延長】

国から行政手続上の申請期限の延長が通知された場合は、速やかに周知し、区民の権利利益を保護する。〔関係部〕

6 小康期

＜小康期＞

- 新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態
- 大流行は一旦終息している状況

＜目的＞

区民生活及び経済活動の回復を図り、流行の第二波に備える。

＜対策の考え方＞

- 1 第二波の流行に備えるため、第一波に関する対策の評価を行うとともに、医療資器材、医薬品の調達等、第一波による医療体制及び社会・経済活動への影響から早急に回復を図る。
- 2 第一波の終息及び第二波発生の可能性やそれに備える必要性について区民に情報提供する。
- 3 情報収集の継続により、第二波の発生の早期探知に努める。
- 4 第二波の流行による影響を軽減するため、住民接種を進める。

1 サーベイランス・情報収集

(1) サーベイランス

平常時から実施しているインフルエンザサーベイランスを継続するが、新型インフルエンザの再流行等に備えてクラスターサーベイランスを実施し、地域における発生状況の把握と情報提供を行う。〔保健所〕

(2) 情報収集

国、都や関係機関から新型インフルエンザの発生状況等について情報収集を行うとともに、区内医療機関における受診状況を把握する。〔健康福祉部、保健所〕

2 情報提供・相談

(1) 区民への情報提供

患者発生の状況や国の基本的対処方針の変更等を踏まえ、新型インフルエンザ等の第一波の終息を発表し、区民生活や経済活動の速やかな回復を図る。

また、第二波発生の可能性やそれに備える必要性について周知する。

- 都内の流行の終息を受け、対策を「小康期」に切り替え、不要・不急の外出や催物等の自粛など感染拡大防止策を解除し、区民生活及び経済活動の速やかな回復を、ホームページ等の広報媒体により区民に呼び掛ける。あわせて、第二波発生の可能性もあることから、それに備えることも呼び掛ける。〔政策室、健康福祉部〕
- 外国人に対しては、国際交流協会、民間等の協力を得て情報提供する。〔政策室〕

- 高齢者や障害者等に対しては、関係機関・団体や社会福祉事業者、介護支援事業者、障害福祉サービス事業者等の協力を得て情報提供を行う。〔健康福祉部、地域支えあい推進室〕

(2) 関係機関等への情報提供

医療機関等の関係機関に対し、患者発生状況や国の基本的対処方針の変更等を踏まえ、新型インフルエンザ等の第一波の終息を情報提供し、「小康期」への移行を図る。

また、第二波発生の可能性に備え、情報提供体制を維持し、第二波に備えた体制の再整備等、対策の方針を伝達し、各機関等の現状を把握する。

- 医療機関等の関係機関に対し、都内の発生状況や国の方針など第一波終息の最新情報を提供する。

また、第二波発生の可能性に備え、情報提供体制を維持する。

〔健康福祉部、保健所〕

(3) 区民相談

相談窓口は、状況をみながら体制を縮小する。

- 保健所に設置した新型インフルエンザ相談センターは、状況に応じて終了する。

また、夜間休日の一般相談も終了し、通常業務において区民等からの保健医療に関する一般相談に対応する。〔健康福祉部、各部〕

3 感染拡大防止

当初の流行経過を踏まえ、第二波に備えた感染拡大防止対策の見直しと改善を検討準備する。〔健康福祉部、各部〕

4 予防接種

住民接種

区は、第二波に備え、引き続き接種を実施するとともに、未接種者に対し接種を勧奨する。〔保健所〕

5 医療

医療機関等に対して平常の医療サービスが提供できる体制への速やかな復帰を呼び掛ける。〔健康福祉部〕

流行の第二波に備えた医薬品・医療用資器材等の使用状況確認・準備を呼び掛ける。〔健康福祉部〕

6 区民生活及び経済活動の安定の確保

区の行政機能などを速やかに回復し、事業者、区民に平常時の区民生活への回復を呼び掛ける。〔関係部〕

【要援護者への生活支援】

- 新型インフルエンザ等により患し在宅で療養する場合に支援が必要な患者について、患者や医療機関等から要請があった場合には、引き続き国及び都と連携し、必要な支援（見回り、食事の提供、医療機関への移送）を行う。

〔健康福祉部、地域支えあい推進室〕

- 状況に応じ、平常時の体制に移行する。〔健康福祉部、地域支えあい推進室〕

【遺体に対する適切な対応】

遺体収容所は、死亡者数の状況を踏まえて、順次閉鎖する。

〔健康福祉部、都市基盤部〕

【対策の縮小・中止等】

国、都と連携し、国内の状況等を踏まえ、対策の合理性が認められなくなった場合には、新型インフルエンザ等対策を縮小・中止する。〔各部〕

【区政機能の回復】

状況に応じ、平常時の体制に移行する。第二波に備えて、BCPの検証や改定を行う。〔各部〕

26中健予第661号

中野区新型インフルエンザ等対策行動計画

平成26年（2014年）6月発行

中野区健康福祉部

〒164-0001 中野区中野2-17-4

電話 03-3382-6500

ファクシミリ 03-3382-7765

中野区ホームページ <http://www.city.tokyo-nakano.lg.jp/>